

鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書(21)

鹿児島県立国分高等学校プール及び弓道場建設工事に伴う埋蔵文化財
発掘調査報告書

も と お さ と

本 御 内 遺 跡 Ⅲ

所在地 鹿児島県国分市中央二丁目8-1

1997年3月

鹿児島県立埋蔵文化財センター

序 文

この報告書は、県立国分高等学校プール及び弓道場建設工事に先立って、鹿児島県立埋蔵文化財センターが実施した本御内遺跡の埋蔵文化財発掘調査の記録です。

本御内遺跡は、鹿児島湾奥部国分平野の中央部に位置し、旧薩摩藩主島津義久によって築城された舞鶴城跡遺跡を包括する、弥生時代から近世までの遺跡として知られています。

今回の調査では、プール建設用地内から時期不明の井戸や多くのピットが発見されました。また、弓道場移転予定地内トレンチからは、古墳時代の成川式土器が多数出土したほか、舞鶴城の石垣に関する資料が得られました。

本報告書が、南九州の歴史研究及び文化財保護のために一役を担うことができれば幸いです。終わりに、この発掘調査に御協力をいただいた県教育庁保健体育課・県立国分高等学校並びに地元の皆様に心から感謝いたします。

平成9年3月

鹿児島県立埋蔵文化財センター
所長 吉元 正幸

報告書抄録

ふりがな	もとおさといせき							
書名	本御内遺跡Ⅲ							
副書名	鹿児島県立国分高等学校プール及び弓道場建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
巻次								
シリーズ名	鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書							
シリーズ番号	21							
編著者名	肱岡 隆夫・栗林 文夫							
編集機関	鹿児島県立埋蔵文化財センター							
所在地	〒899-56 鹿児島県始良郡始良町平松6252番地 Tel 0995-65-8787							
発行年月日	西暦 1997年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° / "	東経 ° / "	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
もとおさといせき 本御内遺跡	かごしまけん こくぶんし 鹿児島県国分市 ちゅうおうにちようめ 中央二丁目8-1	462128	10-14	31度 44分 12秒	130度 46分 07秒	19960507～ 19960611	1,100	県立国分高等学校プール及び弓道場建設工事に伴う緊急発掘調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
本御内遺跡	散布地	縄文時代		後期晩期相当土器				
	城館	弥生時代		山ノ口式土器				
		古墳時代		成川式土器				
		古代～近世	石垣・石堀 土塁	土師器, 布目瓦片				
	時代不明	井戸 3基 ピット 78基	須恵器, 染付 パンケース10箱					



鹿兒島湾
(錦江湾)

本御内遺跡の位置図 (5万分の1)

例 言

- 1 この報告書は、鹿児島県立国分高等学校プール及び弓道場建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は、鹿児島県教育庁保健体育課の依頼を受けて、県立埋蔵文化財センターが実施した。
- 3 発掘調査については、県立国分高等学校の協力を得た。
- 4 遺物番号は、すべて通し番号であり、本文及び挿図・図版の番号は一致する。
- 5 挿図の縮尺は各図ごとに示している。
- 6 本書で用いたレベル数値は、国分市が設置したベンチマークから移動した高さを基準とした海拔絶対高である。
- 7 出土遺物の整理復原作業等は、県立埋蔵文化財センターの整理作業員が行い、遺構・遺物の実測・トレース・写真撮影は、肱岡・栗林が行った。尚、遺物写真撮影は、橋口勝嗣が担当した。
- 8 本書の執筆分担は、以下のとおりである。

第 I , II , III 章	-----	肱岡
第 IV , V 章, VI 章	-----	栗林
- 9 本書の編集は鹿児島県立埋蔵文化財センターで行い、肱岡・栗林が担当した。
- 10 遺物は、鹿児島県立埋蔵文化財センターで保管し、展示・活用する計画である。

本文目次

序文	
報告書抄録	
本御内遺跡の位置図	
例言	
第 I 章 調査の経過	1
第1節 調査に至るまでの経過	1
第2節 調査の組織	1
第3節 調査の経過	1
第 II 章 位置と環境	3
第1節 位置及び自然環境	3
第2節 歴史的環境	3
第 III 章 プール建設予定地の調査	9
第1節 調査の概要	9
第2節 基本土層	9
第3節 遺構	12
第4節 遺物	19
第5節 小結	22
第 IV 章 弓道場建設予定地の調査	25
第1節 調査の概要	25
第2節 基本土層	25
第3節 遺構	25
第4節 遺物	27
第5節 小結	31
第 V 章 文献史料からみた舞鶴城	32
第 VI 章 まとめ	44

挿図目次

第1図 周辺遺跡分布図	6
-------------	---

第2図	遺跡周辺地形図	-----	7
第3図	遺跡の層位及びグリッド配置図	-----	10
第4図	遺構分布図	-----	11
第5図	標準土層模式柱状図	-----	12
第6図	1, 2号井戸跡実測図	-----	13
第7図	3号井戸跡実測図	-----	14
第8図	ピット実測図(1)	-----	16
第9図	ピット実測図(2)	-----	17
第10図	ピット実測図(3)	-----	18
第11図	プール建設予定地出土遺物	-----	21
第12図	トレンチ位置図, 北壁・西壁土層断面図, 石垣・石堀側面図	-----	26
第13図	弓道場確認トレンチ出土遺物(1)	-----	28
第14図	弓道場確認トレンチ出土遺物(2)	-----	29
第15図	弓道場確認トレンチ出土遺物(3)	-----	30
第16図	舞鶴城絵図(『国分諸古記』)	-----	38

表 目 次

第1表	遺跡地名表	-----	5
第2表	ピット計測表(1)	-----	19
第3表	ピット計測表(2)	-----	19
第4表	ピット計測表(3)	-----	19

図 版 目 次

図版1	1, 本御内遺跡遠景(体育館より撮影) 2, 発掘作業風景 3, プール建設予定地土層断面(南壁)	-----	46
図版2	1, ピット分布状況 2, 1, 2号井戸跡完掘状況 3, 3号井戸跡半裁状況 4, 舞鶴城石垣 5, 弓道場確認トレンチ土層断面(西壁) 6, 弓道場確認トレンチ遺物出土状況 7, 石堀積み重ね状況(裏側) 8, 島津義久墓(金剛寺跡)	-----	47
図版3	プール建設予定地出土遺物	-----	48
図版4	弓道場確認トレンチ出土遺物(1)	-----	49
図版5	弓道場確認トレンチ出土遺物(2)	-----	50
図版6	弓道場確認トレンチ出土遺物(3)	-----	51
図版7	弓道場確認トレンチ出土遺物(4)	-----	52

第 I 章 調査の経過

第 1 節 調査に至るまでの経過

鹿児島県教育庁保健体育課(以下、保健体育課)は、平成7年県立国分高等学校(所在地 鹿児島県国分市中央二丁目8-1)グラウンド内におけるプール及び弓道場建設を計画し、県教育庁文化課(以下、文化課)に対して当該地域における埋蔵文化財の有無について照会した。

対象地は、周知の遺跡(舞鶴城)内に位置することや、昭和62年、平成4、5、6年度に実施された学校敷地内の各発掘調査結果から判断して、本地域が埋蔵文化財の包蔵地であることから、学校施設課と文化課は、遺跡の取り扱いについて協議を行った結果、平成8年度、プール建設用地については緊急発掘調査を、弓道場建設用地については確認調査を実施して、埋蔵文化財の記録保存を行うことで、埋蔵文化財の保護と事業との調整を図ることとした。

発掘調査及び報告書作成は、県立埋蔵文化財センターが行った。

第 2 節 調査の組織

事業主体 鹿児島県教育庁保健体育課

調査主体 鹿児島県教育委員会

調査企画・調整 鹿児島県教育庁文化財課(※)

調査責任者	鹿児島県立埋蔵文化財センター	所 長	吉 元 正 幸
調査企画者	〃	次 長 兼 総 務 課 長	尾 崎 進
	〃	主任文化財主事兼調査課長	戸 崎 勝 洋
	〃	主任文化財主事兼調査課長補佐	新 東 晃 一
	〃	主任文化財主事兼第二調査係長	立 神 次 郎
調査担当者	〃	文化財主事	肱 岡 隆 夫
	〃	文化財研究員	栗 林 文 夫
調査事務担当者	〃	主 査	前 屋 敷 裕 徳
	〃	主 事	追 立 ひ と み

(※) 文化課は、機構改革により平成8年4月1日をもって文化財課となった。

第 3 節 調査の経過

発掘調査は、平成8年5月7日(火)から6月11日(火)の間に実施した。整理作業及び報告書作成作業は、発掘終了後、県立埋蔵文化財センターで実施した。以下、日誌抄により発掘調査の経過を略述する。

5月7日(火)～5月10日(金)

道具搬入。国分高校に対し発掘調査開始の挨拶。プール建設用地について、調査区域及びグリッドを設定。また、校庭の一部を排土仮置場として利用することとした。調査区東側端に、1.5m幅の先行トレンチ1を設定し、層位及び遺物包含層の確認。重機により〈A～C-3～5区〉の表土及びⅡ層剥ぎ取り。赤褐色層上面遺構検出ならびに掘り下げ。

5月13日(月)～5月17日(金)

〈A-1・2区〉北側端に、1.5m幅の先行トレンチ2を設定、掘り下げ。表土直下に40～50cm程度の礫多数。〈A～C-3～5区〉赤褐色層掘り下げ。土師器と共に現代遺物が混在してわずかに出土。〈C-4区〉で井戸跡検出。写真撮影。井戸跡埋土の除去。礫多数混入。平面実測。〈B・C-5区〉西側断面清掃。写真撮影。土層断面図実測。〈A～C-1区〉西端に、1.3m幅の先行トレンチ3を設定、下部の状況確認。重機により〈A～C-1・2区〉の表土剥ぎ取り。

5月20日(月)～5月24日(金)

〈C-4区〉の井戸跡埋土掘り下げ。2基の井戸になることが判明。〈B・C-1・2区〉黒色土上面精査。小溝らしき痕跡検出。〈B・C-1・2区〉でピット(19基)検出。実測。写真撮影。〈C-1・2区〉南側端に、2.0m幅の先行トレンチ4を設定、下部の状況確認。

弓道場建設用地に、5m×3mの確認トレンチを設定し掘り下げ。生活廃棄物が多量に出土。コンクリート基礎検出。ゴミ捨て場の囲いと考えられる。

5月27日(月)

〈B・C-1・2区〉茶褐色粘質土層掘り下げ。上面でピット検出。雨対策実施。

6月3日(月)～6月7日(金)

〈B・C-1・2区〉茶褐色粘質土層上面まで重機で掘り下げ、精査。ピット検出。写真撮影。実測。先行トレンチ4を掘り下げ。茶褐色粘質土層下部でピット検出のため、〈B・C-1・2区〉茶褐色粘質土層上面まで重機で掘り下げ、精査。実測。〈C-4区〉の井戸跡写真撮影。断面実測。重機により半裁を行い写真撮影。

弓道場トレンチ掘り下げ。生活廃棄物堆積層の下部に赤褐色層検出。成川式土器多数出土。出土状況写真撮影。平板実測。本調査に関連して、舞鶴城石垣の内部構造確認のため、ミニトレンチを設定、掘り下げ。舞鶴城石垣及び確認トレンチ写真撮影・実測。

6月10日(月)～6月11日(火)

〈B・C-1・2区〉茶褐色粘質土層下部検出ピット、写真撮影。実測。〈C-1区〉内攪乱部分掘り下げ。井戸跡と判明。埋土を除去するが、湧水のため作業断念。重機で半裁、写真撮影、実測。〈B・C-1・2区〉を重機で深掘りし、遺構・遺物のないことを確認。埋め戻し。調査を終了。作業用具・出土遺物等の整理を行い、埋文センターに搬入。

国分高校に調査終了の報告をし、引渡しを行う。

第 II 章 位置と環境

第 1 節 位置及び自然環境

本御内遺跡は、鹿児島県国分市中央二丁目8-1(大字上小川, 小字犬追馬場)鹿児島県立国分高等学校グラウンド内に所在する。

本遺跡の所在する国分市は、鹿児島県のほぼ中央部に位置し、東は福山町、北は財部・霧島町、西は隼人町に接し、南は鹿児島湾(錦江湾)を隔て、指呼の間に桜島を望む霧島山麓の国分平野を主体とする拠点都市である。本市は、県都鹿児島市から約30km、川内市から約45km、鹿屋市から約45kmと地理的条件に恵まれている上、鹿児島空港や九州縦貫道等の交通アクセス手段の整備や国分上野原テクノパーク構想等の計画・推進により、県下においても目覚ましい成長を遂げている地域であると言える。

国分市周辺の地形は、北部から南東部に点在する始良カルデラ噴出によるシラス台地、西部から南部に広がる国分平野の沖積低地、および東北部の山地に三大別される。国分平野は、天降川、検校川等の大小河川の流水作用を受け形成された三角州と干拓地からなり、現在最も土地活用が進んでいる地域である。シラス台地は、上記河川的作用による侵食谷で細分され、溶結凝灰岩が露出して海拔250m内外の高さの急崖を持つ地形となっている。この台地上では、近年国分上野原テクノパーク造成等により、あいついで様々な遺跡が発見され、縄文時代早期を中心に全国から注目されているところである。

遺跡地は、国分平野北東方向から市中心部に伸びる、天降川・検校川に挟まれたシラス台地の先端部と沖積平野との境界部分に位置し、海拔約9mの標高を持つ。プール建設用地は、舞鶴城域の最奥部にあり、舞鶴城の詰城であるとされる標高192.6mの通称「城山」及びこれに連なる小高い山の麓の旧国鉄大隅線跡に隣接するテニスコートである。一方、弓道場建設用地は、現存する舞鶴城石垣のすぐ内側にあり、現在のプールの位置付近にあたる。

また、当遺跡の北西約400mの地点には、大隅国分寺址、北東約300mの地点には妻山元遺跡などが所在するなど、本遺跡周辺は、各時代・時期の遺跡が密に立地する地域である。

第 2 節 歴史的環境

国分市は、かつて大隅国府並びに大隅国分寺の所在地として発展した地域である。そのため、奈良・平安時代以降の遺跡を中心として知られていたが、国分平野を活用した都市開発や国分・隼人テクノポリス構想に基づく地域開発等の事業、数多くの研究者の調査により、近年新たに多くの遺跡が報告されるようになってきた。

第1図及び第1表は、本遺跡周辺の遺跡分布図であるが、その大部分は国分平野(沖積平野)とシラス台地の境界部分や平野に面する台地上に点在している。

旧石器時代の遺跡については、現在報告はなく、今後の調査を待たなければならない。

縄文時代の遺跡では、平椋貝塚1、中囲貝塚2、名波B遺跡9、城山山頂遺跡11、妻山元遺跡12、鍛冶屋馬場遺跡16等がある。平椋貝塚は、昭和46年に河口貞徳氏によって発掘調査された、早期の平椋式土器の標式遺跡として著名である。城山山頂遺跡は、遺物包含層は確認されなかったものの、前平式・吉田式等の縄文時代早期の土器片が出土している。妻山元遺跡は、縄文時代晩期の黒川式土器が出土している。鍛冶屋馬場遺跡では、縄文時代後期の市来式土器が見られる。名波B遺跡では、阿高式土器の採集が報告されているが詳細は不明である。

弥生時代の遺跡では、平成5年に発掘調査が行われた本御内遺跡13から、弥生時代後期と推定される住居跡・破砕鏡が検出され、中国大陸及び北部九州との交流を裏付ける資料となっている。

また、現在調査中の福山町境の台地上にある上野原遺跡では、複数の住居跡等が確認され、今後の報告が期待されている。そのほか、山下A遺跡5、大平遺跡10、園田遺跡6、清水A遺跡19、B遺跡20、C遺跡21、弟子丸A遺跡25、B遺跡26、C遺跡27などで遺物の発見が報告されている。

古墳時代の遺跡は比較的多く、土器片の出土が知られているが、本地域における高塚式古墳は今のところ報告されていない。ただ、昭和29年亀甲土坑33で4基の土坑が発見され、鉄製太刀等が出土している。また、城山山頂遺跡からは、43基の住居跡と共に畿内地方の布留式土器が出土し、この地方における豊かな古墳文化が形成されていたことを窺わせ、併せて南九州と大和勢力との関わりを知る手掛かりともなっている。

奈良・平安時代は、当地に大隅国府・国分寺が設置されていたことにより、数多くの遺跡がある。中でも、鍛冶屋馬場遺跡16、国府(小路)遺跡17は、大隅国分寺址15に隣接していることや、布目瓦等の出土遺物から、その寺域を知るための重要な手掛かりとなる遺跡である。また、平成4・5年の本御内遺跡の調査でも当時のものと考えられる溝状遺構が検出されており、併せて国分寺との関連が考えられている。一方、大隅国府の所在地は、現時点では確認されていないが、その地名により岡見山遺跡35などが関連のある遺跡と考えられ、今後の調査研究が期待される。

江戸時代の遺跡では、舞鶴城跡14がある。この城は、慶長9年(1604)島津義久により築城されたとされ、別名を国分新城と呼称する。城構えは、天守閣をもたない館造りで、山麓に平時の居館を構え、背後の山を非常時の詰城とする形である。現在の城山がこれに当たる。

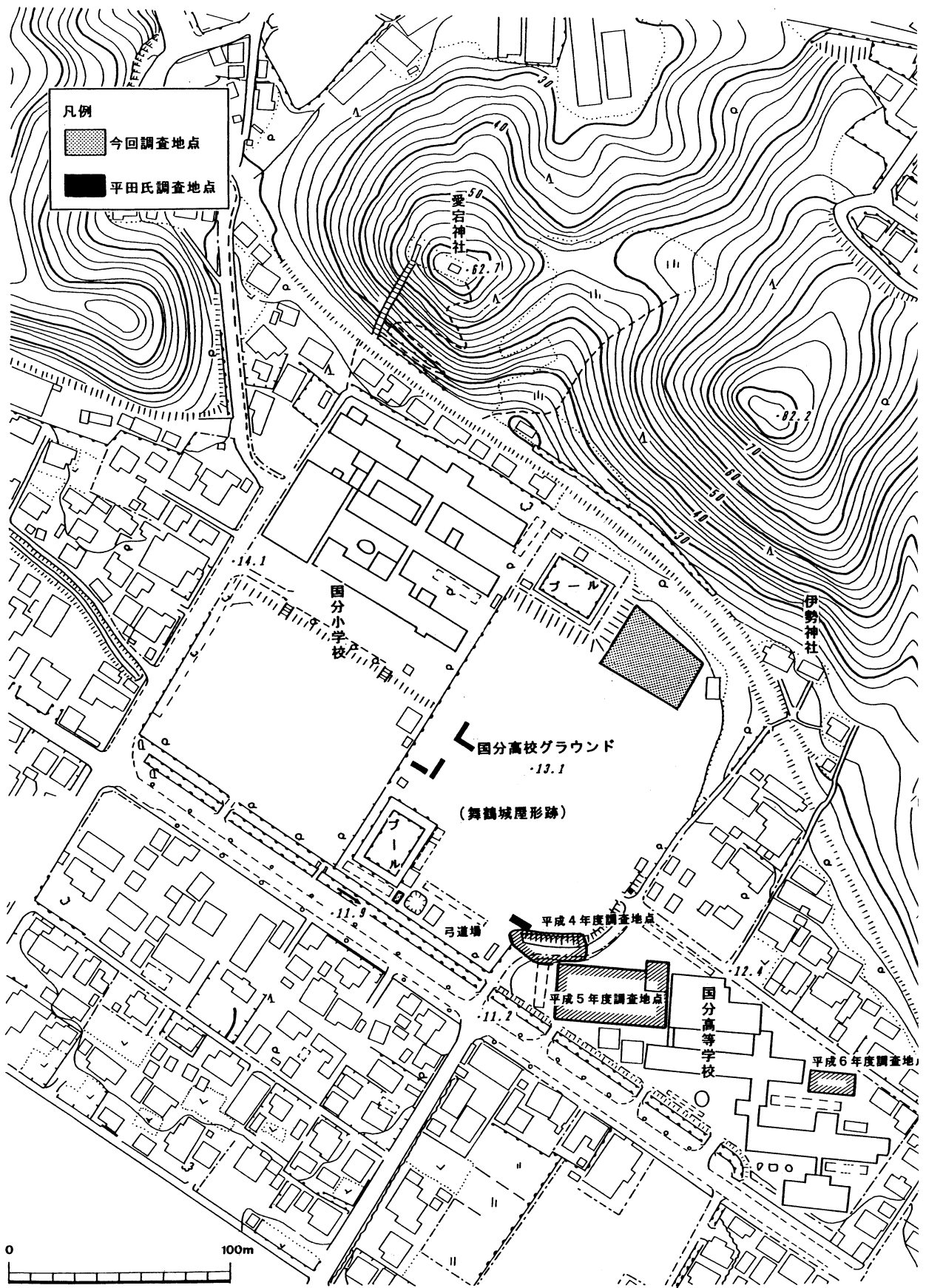
第1表 遺跡地名表

番号	遺跡名	所在地	地形	時代	備考
1	平 栴 貝 塚	上井201	台 地	縄(早)	平栴式, 昭和46年河口貞徳氏調査
2	中 罎 貝 塚	上井一条	台 地	縄(早)	押型文, 石器, 人骨
3	桶 脇	桶脇	山 麓	古	土師器, 成川式
4	上 井 城 跡	上井一条	山 岳	中 世	上井氏居城
5	山 下 A	山下町鎮守		弥・古	昭和55年新田栄治氏調査
6	園 田	上小川園田	平 地	弥	土器
7	山 下 B	山下町高田宇都		古	昭和55年新田栄治氏調査, 土師器片
8	名 波 A	名波町小波谷		弥・古	” 土器, 土師器片
9	名 波 B	名波町小平原		縄・古	” 土器, 土師器片
10	大 平	上小川大平	山 麓	弥	土器
11	城 山 山 頂	上小川新城	山 頂	縄・古	吉田式, 土師器, 須恵器, 昭和52,53年国分市調査
12	妻 山 元	中央二丁目2819	山 麓	縄・古	黒川式, 成川式, 須恵器, 昭和59年国分市調査
13	本 御 内	中央二丁目8-1	山 麓	弥・古	土器, 水田, 住居跡, 破碎鏡
14	舞 鶴 城 跡	中央二丁目5-1	山 麓	近 世	石垣, 島津義久居城
15	大隅国分寺址	中央一丁目237	平 地	歴	瓦, 層塔
16	鍛 冶 屋 馬 場	中央一丁目3590	平 地	縄・歴	昭和62年国分市調査
17	国府(小路)	中央一丁目1930	平 地	歴	瓦片, 昭和63年国分市調査
18	坂 下	中央一丁目坂下		歴	瓦窯跡, 瓦片
19	清 水 A	清水堤田		縄・弥・古	昭和55年新田栄治氏調査
20	清 水 B	清水トチメ田			”
21	清 水 C	清水九万田		弥・古	”
22	鼻 連 山 城 跡	中央一丁目10	丘 陵	中 世	
23	清 水 城 跡	中央外城	山 岳	中 世	山城
24	玄 亀 庵	清水玄亀庵		弥・古	
25	弟 子 丸 A	清水平等寺		弥・古	昭和55年新田栄治氏調査, 土器・土師器
26	弟 子 丸 B	清水溜池		弥・古	” 土器・土師器
27	弟 子 丸 C	清水寺馬場		弥・古	” 土器・土師器
28	智 尾 岡	弟子丸乳尾	平 地	弥(後)	土器
29	弟 子 丸 D	清水畑井田		弥・古	昭和55年新田栄治氏調査, 土器・土師器
30	姫 城 城 跡	姫城城山	山 岳	中 世	山城
31	竹 下	姫城竹下	畑 地		土師器
32	こ が の 杜	姫城木ヶ森	畑 地	弥	
33	亀 甲 土 坑	府中亀甲亀里	畑 地	古	土師器, 須恵器, 昭和29年寺師見国氏調査
34	大隅国府跡	府中亀甲亀里	畑 地	歴	瓦
35	岡 見 山	府中塚脇	台 地	弥・歴	土器, 瓦, 昭和59年国分市調査
36	気 色 の 杜	府中天神坊	小台地	弥	土器, 石斧, 祭器
37	弥 勒 寺	野口弥勒寺	畑 地	古	成川

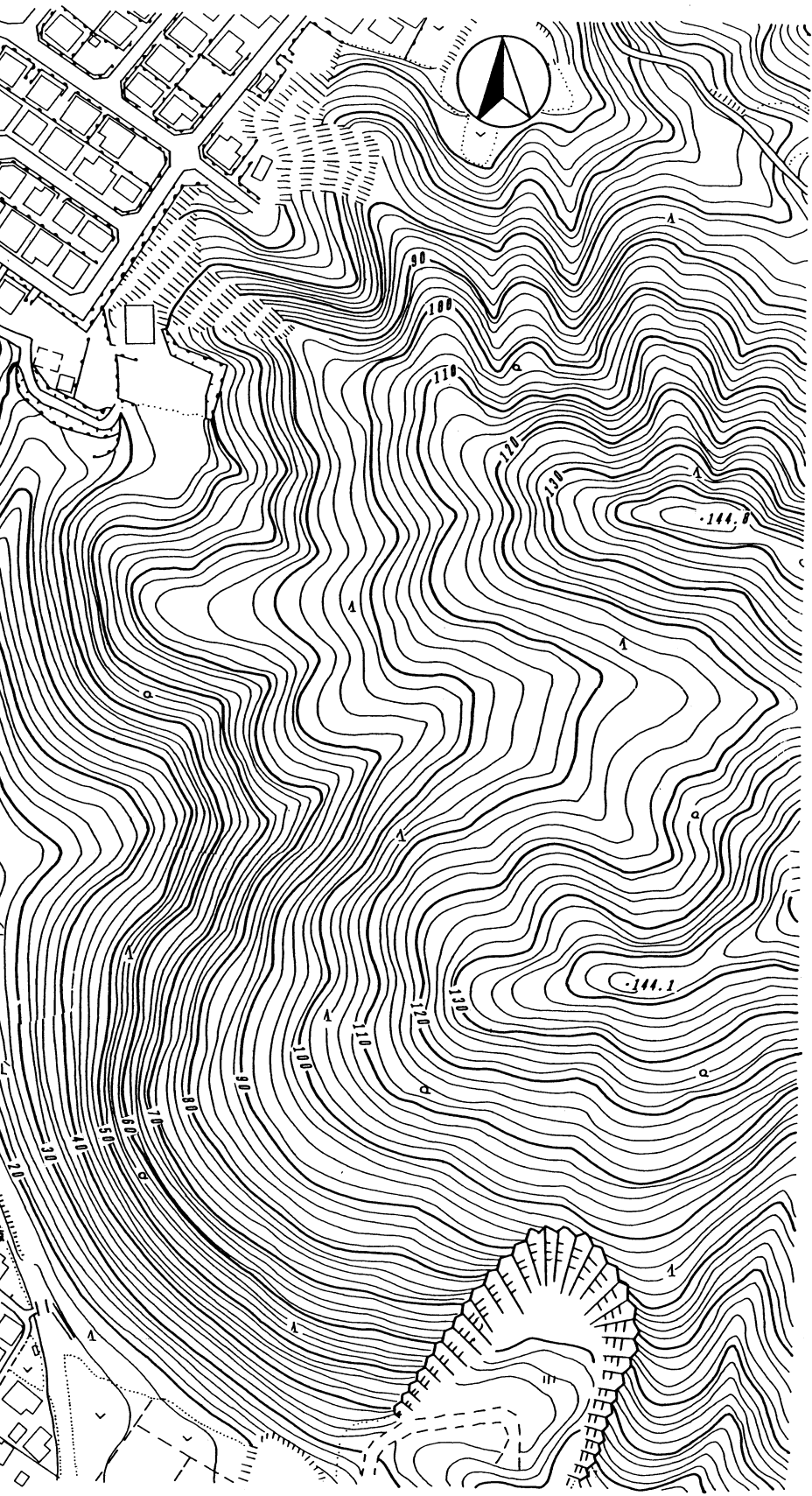
- 参考文献 1 鹿児島県教育委員会「鹿児島県市町村別遺跡地名表」1977年
 2 新田栄治 「鹿児島湾北部における考古学的一般調査報告1」『鹿児島大学教養部史学科報告第29号』1980年
 3 鹿児島県教育委員会「国分・隼人テクノポリス建設地区埋蔵文化財分布調査報告書」鹿児島県埋蔵文化財調査報告書(33) 1985年



第1図 周辺遺跡分布図



第2図 遺跡周辺地形図



第三章 プール建設予定地の調査

第1節 調査の概要

発掘調査は、プール移転建設予定地約1,100㎡に対し、10m×10mのグリッドを設定して行った。グリッドは、建設予定地の南側ラインを基準に、北-南方向にA～C区、西-東方向に1～5区を設定した。

調査に当って、〈A～C-5区〉東側ライン沿いに幅1.5mの先行トレンチ1、〈A-1・2区〉北側ライン沿いに幅1.5mの先行トレンチ2、〈A～C-1区〉西側ライン沿いに幅1.3mの先行トレンチ3、〈C-1・2区〉南側ライン沿いに幅2.0mの先行トレンチ4を順次設定し、層位の状態並びに遺物包含層・遺構の有無を確認しながら調査を進めた。

その結果、対象地の北側半分は、表土直下に最大1mを越す巨礫を含む粘土質層があり、旧地形では山裾であったものが、造成等により削平を受けた所で、遺構・遺物の存在する可能性が少ないものと判断し、重機による深掘りを行って調査を終了した。

また、南側半分についても遺物包含層の存在が確認されなかったため、遺構検出に重点を置き、層ごとに重機による剥ぎ取りと、人力による精査を交互に進めることとした。

本調査は、排土の関係から〈B・C-3～5区〉の調査から始めた。先行トレンチ1の調査結果をもとに、黄褐色上面までを重機で除去し、その後人力により精査を行った結果、時代不明の井戸2基を検出した。遺物は、土師器小片が数点出土したのみで、住宅廃材の混入も多く、層位は安定していなかった。井戸跡以外の遺構・遺物が確認されなかったため、重機による深掘りを行って〈B・C-3～5区〉の調査を終了した。

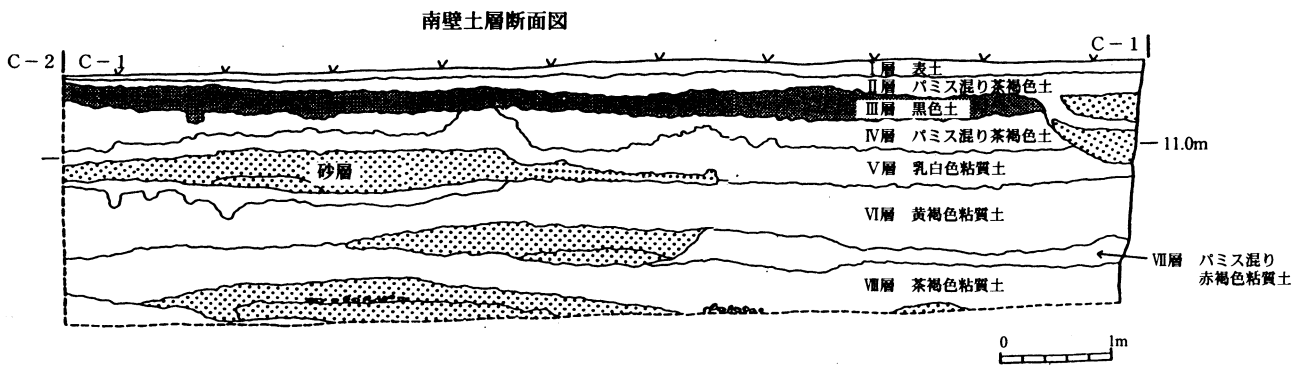
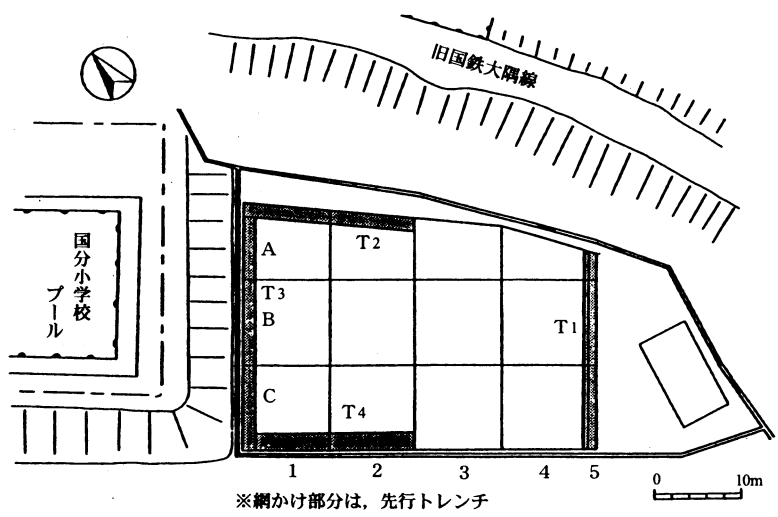
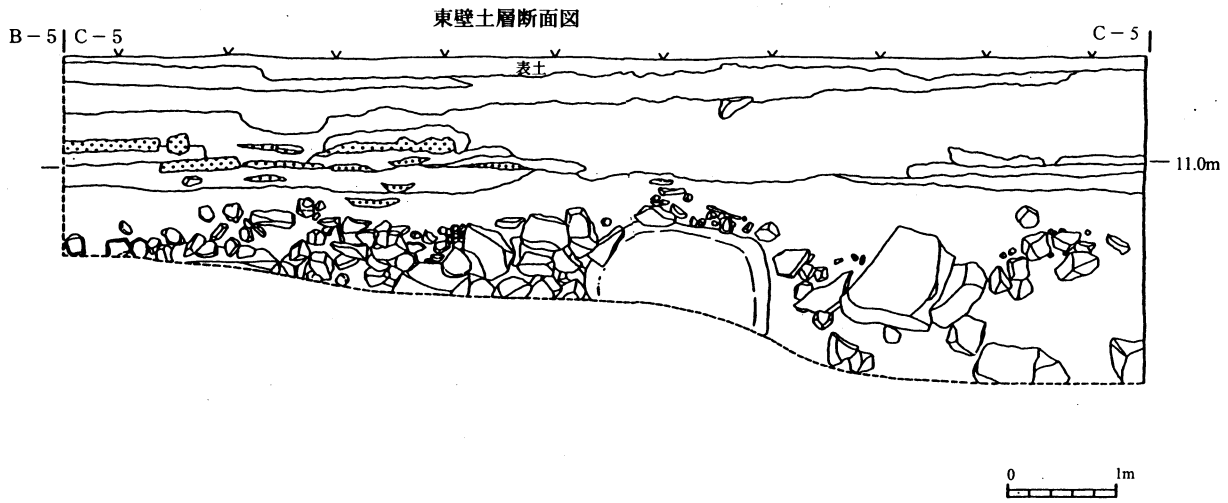
次に、〈B・C-1・2区〉の調査では、先行トレンチ3・4の結果をもとに、表土及びⅡ層黄褐色土を重機で掘り下げ、Ⅲ層黒色土面で精査を行った。その結果、Ⅲ層下部からⅣ層にかけてピットが検出された。その後、Ⅴ層黄褐色粘土層上面及び下部の2段階に渡って多数のピットが確認された。また、Ⅴ層下部からは、直径2m弱の井戸跡も検出された。

しかし、この調査においても、遺物包含層は確認されず、わずかに小片の縄文土器、成川式土器、土師器等が出土しただけである。

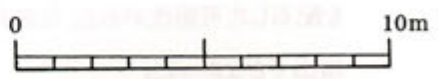
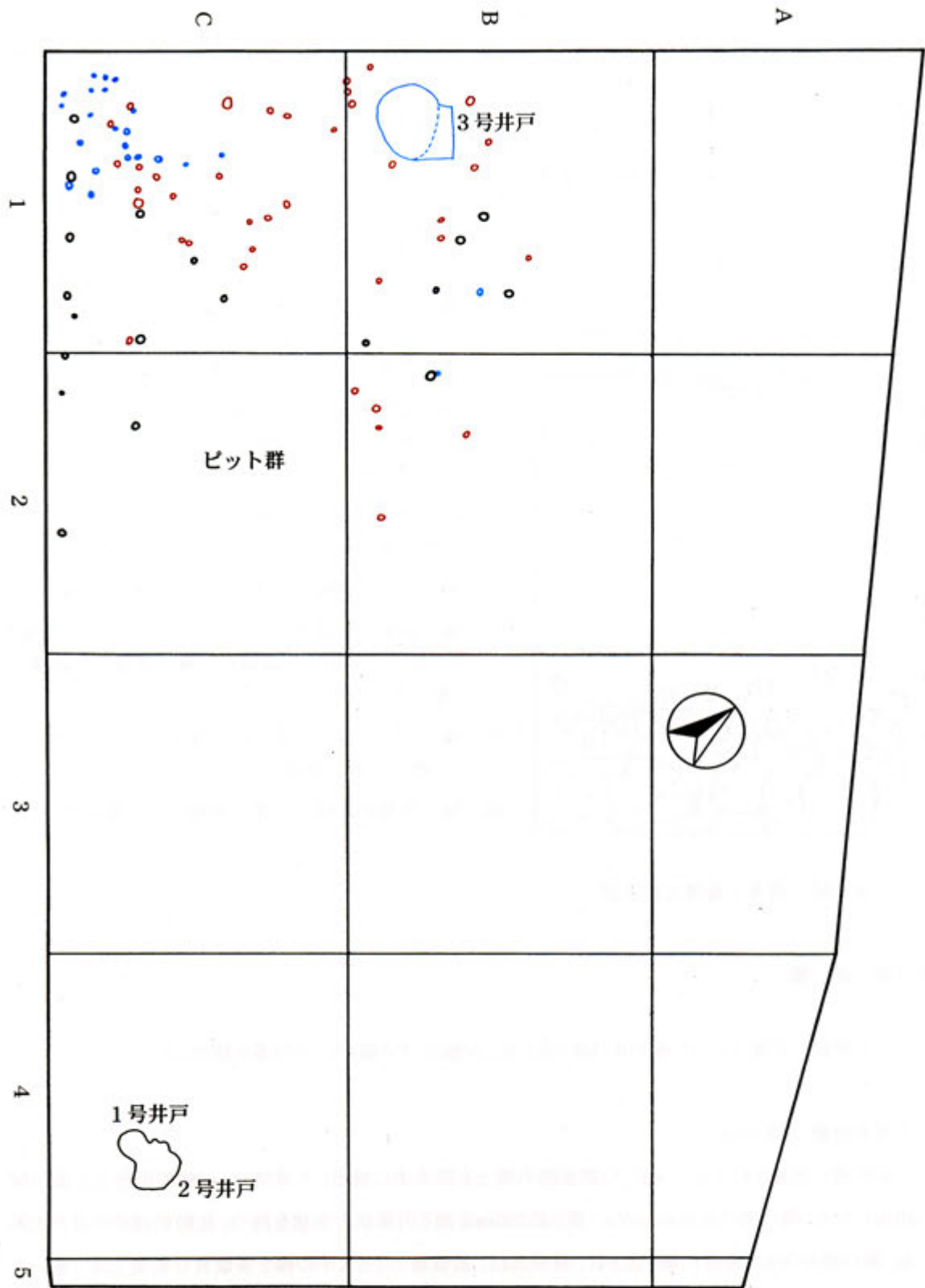
第2節 基本土層

本調査地点の層位は、テニスコート造成に係ると思われる表土を除くと、基本的にパミスあるいは小礫を含む粘質土と、これに部分的に挟まれた水成作用によると思われる薄い砂礫層からなる。また、調査区北側部分では、表土直下に安山岩等の巨礫が粘質土の中に入った状態で確認される。

このことから、対象地の地層は、背後の山からの崩落土及び水成作用による堆積土で構成されているものと考えた。したがって各層の堆積状態も明瞭ではなく、漸移的な変化を見せる。しかも、調査区全体



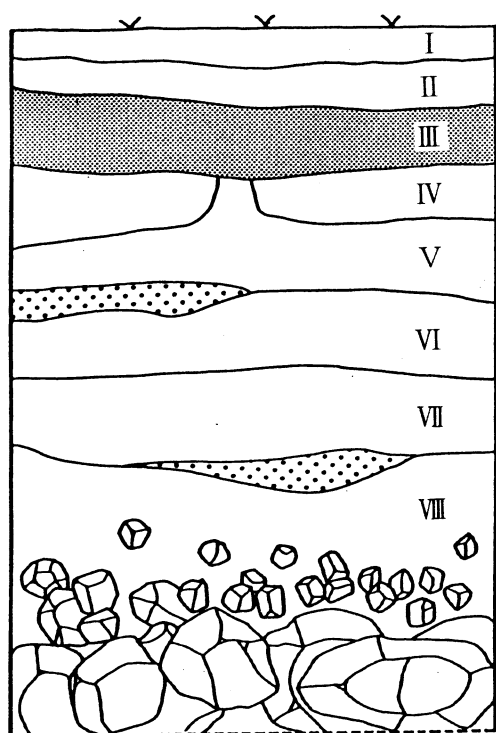
第3図 遺跡の層位及びグリッド配置図



第4図 遺構分布図

に普遍的に広がる層位ではなく、局所的な層位関係が観察できた。また、地下水位が高く、比較的堆積の厚い南側部分だけでなく、北側部分でも1~2m掘り下げると湧水が激しくなり、全体的に軟弱な基盤となっている。

ここでは、〈C-1区〉における層位を標準として、各層について述べる。



- I 層 表土。テニスコート等造成面である。
- II 層 パミス混じり茶褐色土。上部は非常に硬く、人為的に固められたものと思われる。西側部分にわずかに残る。
- III 層 黒色土。II層から漸移的に黒色化し、上下の層との境が不明瞭である。〈B・C-1・2区〉だけに残存する。やや固めである。
- IV 層 パミス混じり茶褐色土。II層に似るが、粘質が強くなる。
- V 層 乳白色粘質土。水分を含み、粘質が強い。
- VI 層 黄褐色粘質土。ややシルト化し、水分を多く含む。下部に、横縞状に薄く堆積した砂礫層が見られる。
- VII 層 パミス混じり赤褐色粘質土。パミスの外、小礫を含む。軟質である。
- VIII 層 茶褐色粘質土。厚く堆積し、巨礫を含む。

第5図 標準土層模式柱状図

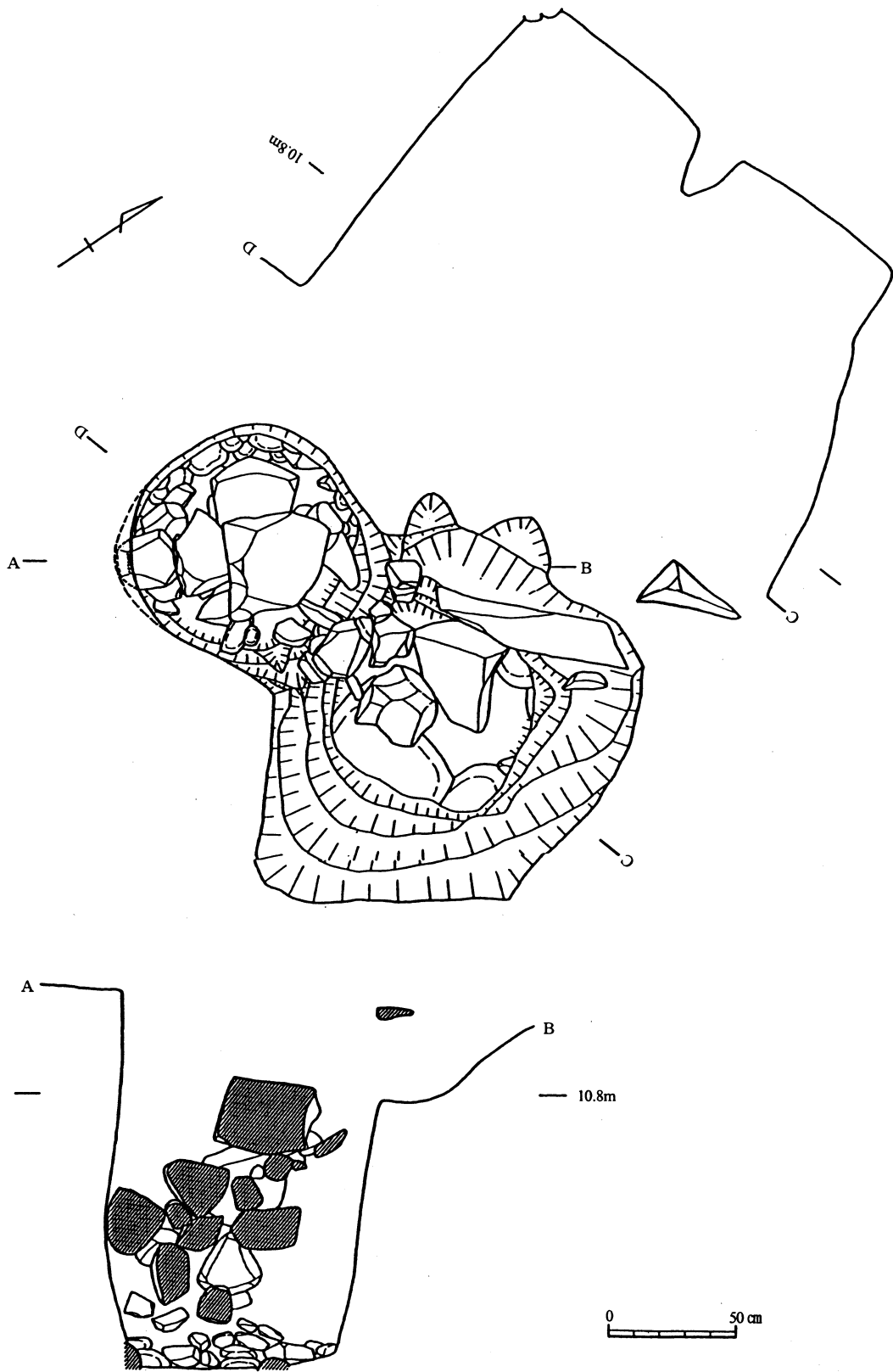
第3節 遺構

プール建設予定地では、IV層で井戸跡3基とIII、IV層及びVI層でピット78基を検出した。

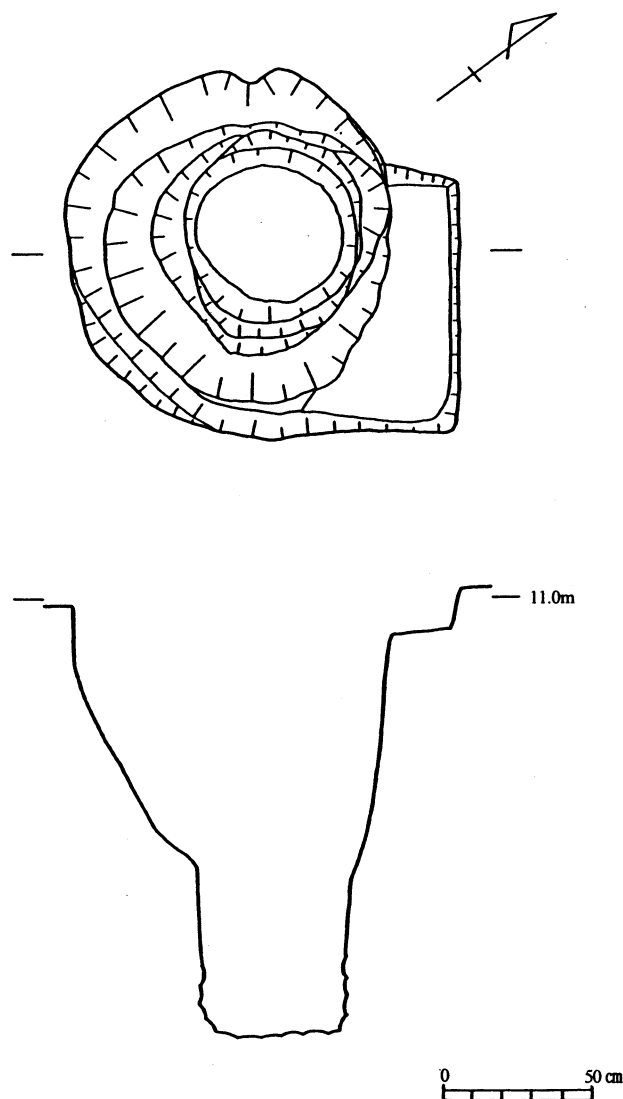
1号井戸跡 (第6図)

前年度に実施された〈C-4区〉の試掘跡の埋土を除去中に検出した遺構で、IV層茶褐色土上面が検出面になる。開口部の直径約100cm、深さ約250cmを測る円筒状の形状を持つ、比較的浅めの井戸である。開口部からほぼ垂直に掘り込まれ、最深部は、基盤層となる大小の礫を多数含む粘質土まで届いている。形態的には素掘りの井戸であるが、開口部周辺に複数の礫が見られたことから、縁部に若干の石を配石した可能性がある。なお井戸跡周辺で、覆いのための施設に関連する遺構の有無を調査したが、検出できなかった。

埋土は、茶褐色粘質土が主体となるが、多数の礫が混入していた。特に上部では大型の礫が見られ、



第6图 1, 2号井戸跡実測図



第7図 3号井戸跡実測図

下部になるにつれて小型のものが多い。また、部分的であるが、黒色粘質土及び砂が縞状に入り込み、自然堆積の状態が観察できた。

なお、井戸跡内部の掘り下げは、当初人力による半裁を試みたが、礫が多数混入していたため断念し、底部まで完掘した時点で、全体確認のために、重機で半裁深掘りを行った。

2号井戸跡 (第6図)

当初1号井戸跡上面の試掘による攪乱と見られたが、攪乱部分を除去した後、1号井戸跡と一部切合う状態で検出された井戸跡である。検出面は1号井戸跡と同じくIV層上面である。検出面の直径約320cm、最深部の直径約75cm、深さ約250cmを測る。漏斗状の素掘りの井戸であるが、本来は垂直に掘り込まれていたものが、後に壁面が崩落して現状を呈するものと考えられる。最深部には、1m以上ある巨礫が

覗き、この段階で意図的に掘削を終了したのか、あるいは断念せざるを得なかったのかは不明である。

完掘後、1号井戸跡とともに、重機による半裁深掘りを行い、断面実測を行った。

埋土は、上部では黒色土を主体とした攪乱土で、茶褐色粘質土・砂等を交互に挟み、下部では、泥質化した黒色土の堆積が確認できた。埋土中の礫の混入は、ほとんど見られなかった。埋土中に、遺物は含まれなかった。

3号井戸跡（第7図）

〈C-4区〉VI層茶褐色土層上面において検出した。検出面での開口部は直径約200cmと大きく広がり、検出面下約95cmですぼまり直径約50cmとなる。全体での深さは約240cmであった。最深部は、礫層に掘り込まれている。1, 2号井戸跡同様、素掘りの井戸である。

埋土は、検出面から約120cmまでは、黒色土や砂、茶褐色土混じり、若干の土師器を含む。その下は、粘質の淡茶褐色土で、縞状の黒色粘質土及び砂層を交互に挟む。

井戸跡に接して、性格不明の長方形の浅い掘り込みがあり、本井戸は、これを切って掘り込まれているが、互いの関係は不明である。また井戸埋土中に、直径8cmの杭跡が検出されたが、これらの性格・関係も不明である。

3号井戸跡は、当初、検出地点が表土直下より激しく攪乱を受け、そのためにVI層面に至って初めて遺構と確認されたものである。したがって、本来の開口部分はより上位にあった可能性が強い。

なお、本井戸跡の最深部付近では、湧水が激しく、人力による調査が危険を伴うため、途中から重機を使用して半裁を行い、調査を終了した。

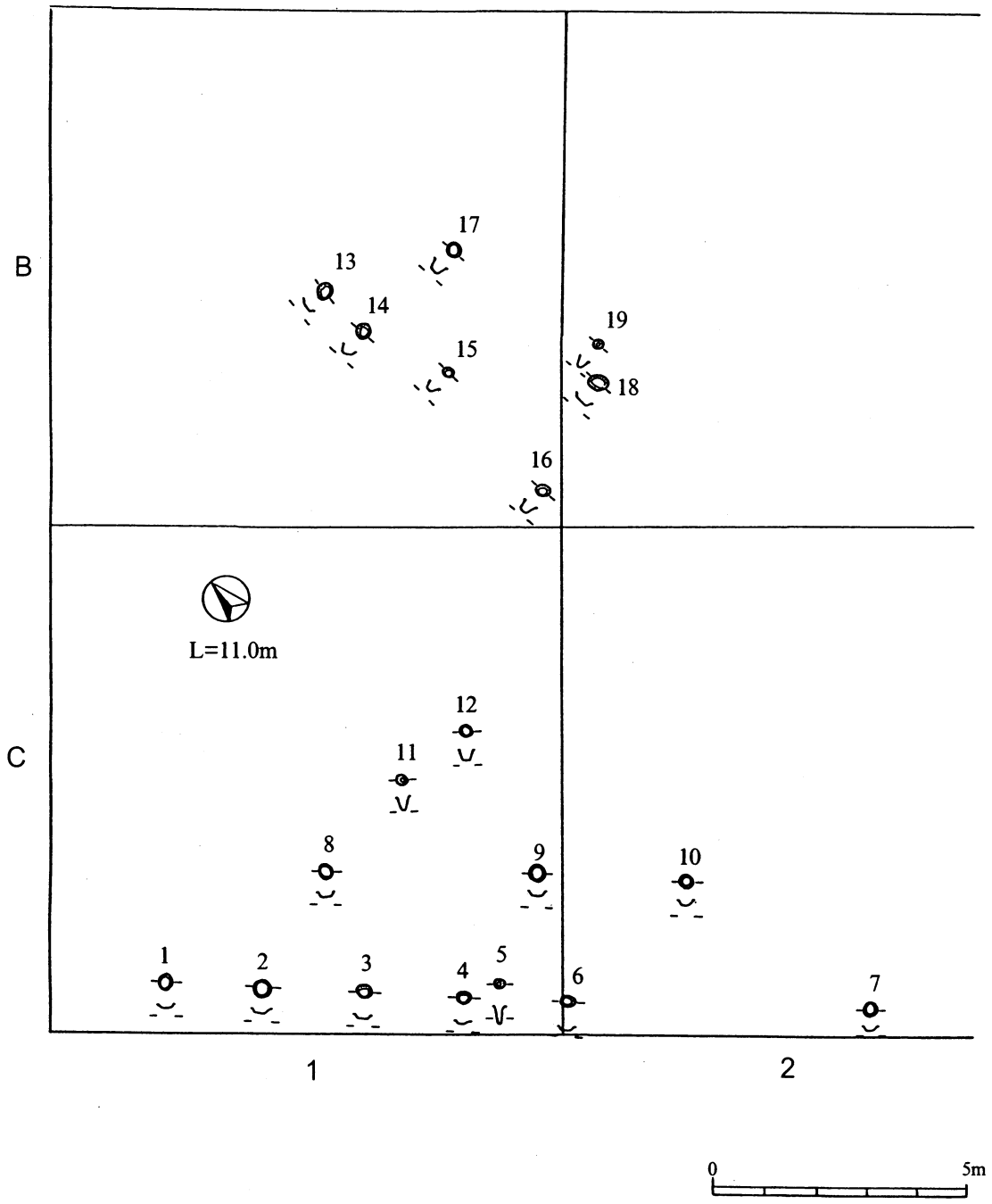
ピット

〈B・C-1・2区〉において、3段階(層)に渡って合計78基のピットを検出した。今回検出したピットは、遺構と判断できるものはわずかであるが、明確に樹根と思われるもの以外は、実測を行った。以下、その状況について検出面ごとに記述する。

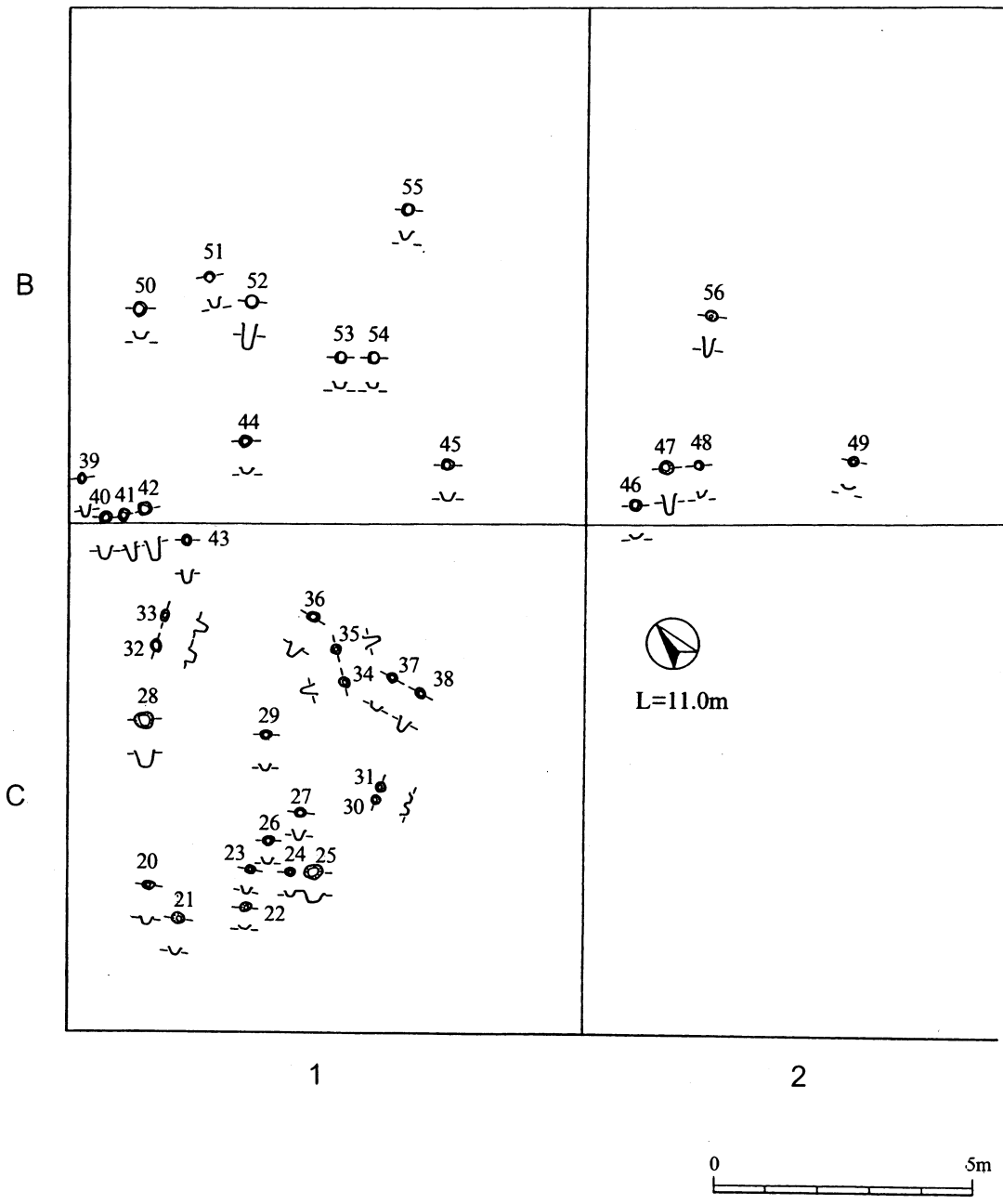
第1段階ピット群（第8図）

Ⅲ層黒色土層からⅣ層茶褐色土層上面にかけて、19基のピットを検出したが、一部について若干の規則性が感じられたものの、大部分のピットは並びに規則性が無く、形状、大きさともに一定しないことから、柱穴等の遺構と判断することは避けた。性格は不明である。しかし、ピット1～4, 6は直径20～30cmで形状も似、それぞれ約2m間隔で並ぶこと、埋土がともにⅡ層茶褐色土であることから、柵列等何らかの遺構である可能性が強い。

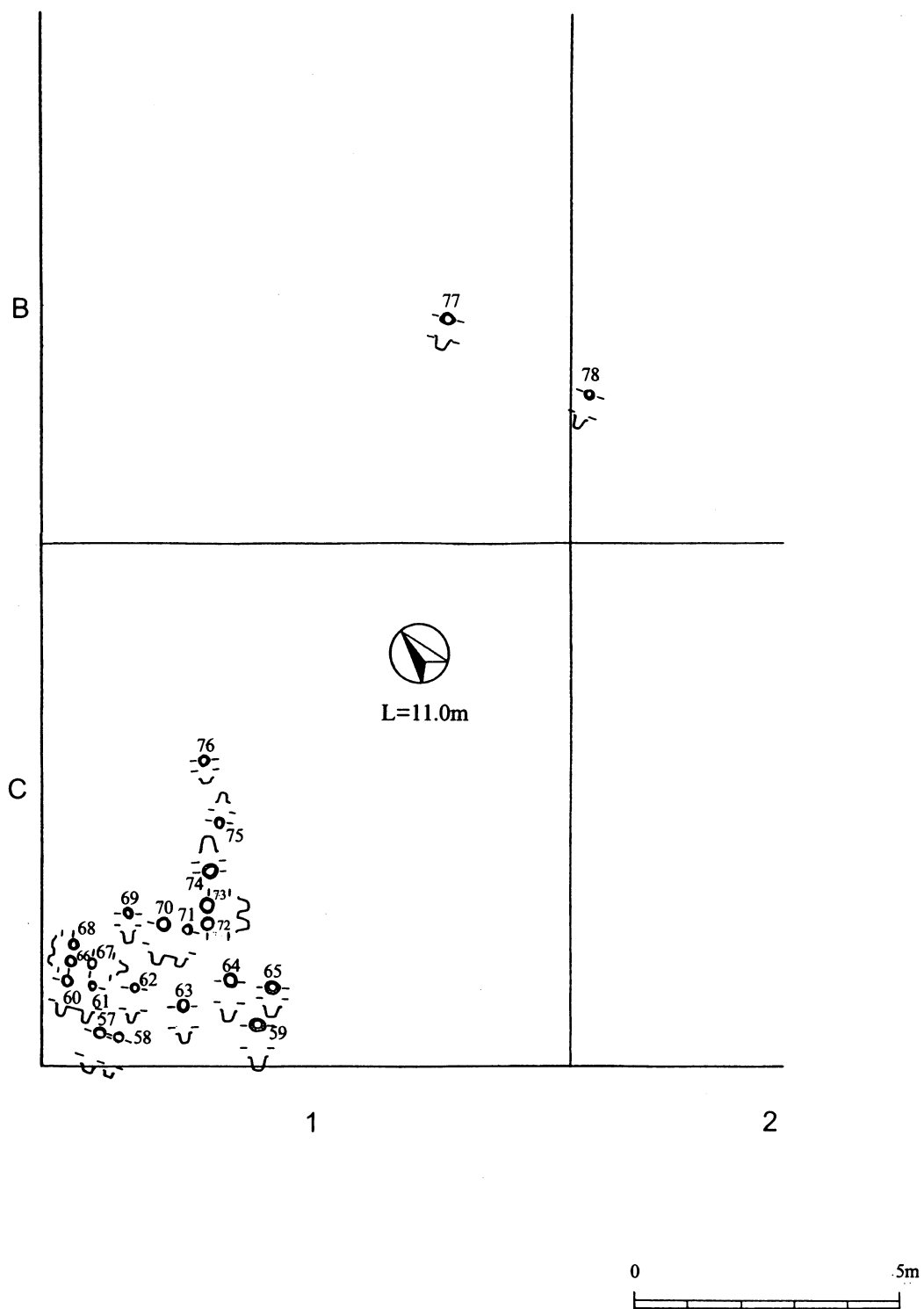
なお、これらのピットは、深さがいずれも5cm程度しかないことから、過去に削平を受け、その底部がわずかに残存したものであることが考えられる。



第8図 ピット実測図(1)



第9図 ピット実測図(2)



第10図 ピット実測図(3)

第2表 ビット計測表(1)

番	標高m	直径cm	深さcm	番	標高m	直径cm	深さcm	番	標高m	直径cm	深さcm
1	11.327	27.5	5.1	2	11.350	35.0	8.1	3	11.338	30.0	8.7
4	11.317	27.5	4.4	5	11.342	20.0	31.7	6	11.319	17.5	102.7
7	11.314	22.5	7.5	8	11.381	25.0	10.3	9	11.441	30.0	11.6
10	11.434	27.5	12.3	11	11.419	20.0	25.4	12	11.425	25.0	21.6
13	11.384	27.5	13.5	14	11.389	27.5	14.4	15	11.419	20.0	14.0
16	11.439	22.5	21.3	17	11.421	27.5	19.4	18	11.384	35.0	10.0
19	11.390	20.0	20.8								
								平均	11.380	26.7	19.1

第2段階ビット群 (第9図)

IV層茶褐色土層下部で、36基のビットを検出した。第1段階のビット群同様に、大きさが一定せず、また規則性も確認できなかった。調査に当っては、埋土を半裁した後完掘し、最終的ミニトレによる半裁を行って慎重を期した。

第3表 ビット計測表(2)

番	標高m	直径cm	深さcm	番	標高m	直径cm	深さcm	番	標高m	直径cm	深さcm
20	11.052	21.0	15.8	21	11.087	22.5	12.8	22	11.109	20.0	7.8
23	11.096	17.5	12.3	24	11.090	17.5	11.1	25	11.079	36.0	23.0
26	11.112	20.0	10.8	27	11.118	22.5	18.8	28	11.054	35.0	32.2
29	11.099	22.5	14.7	30	11.096	17.5	11.9	31	11.089	17.5	9.1
32	11.045	20.0	18.5	33	11.059	22.5	20.6	34	11.104	17.5	31.0
35	11.079	20.0	33.7	36	11.039	25.0	24.7	37	11.090	20.0	13.6
38	11.094	20.0	28.5	39	11.142	15.0	25.0	40	11.109	22.5	27.0
41	11.099	20.0	34.0	42	11.090	25.0	42.5	43	11.083	20.0	28.9
44	11.140	25.0	9.3	45	11.123	21.0	15.9	46	11.129	20.0	9.0
47	11.153	25.0	41.1	48	11.160	15.0	11.3	49	11.274	19.0	16.0
50	11.207	25.0	12.1	51	11.217	20.0	18.3	52	11.225	22.5	50.8
53	11.183	20.0	12.2	54	11.177	20.0	9.5	55	11.229	22.5	15.7
56	11.234	22.5	37.1								
								平均	11.123	21.5	20.7

第3段階ビット群 (第10図)

<C-1区>西側部分VI層黄褐色粘質土上面で、21基のビットを検出した。中でも19基は1カ所に集中し、小型で先細りの形状を持ち、規則的な配置も見られないことから、いずれのビットも人為的なものとは考えられず、樹根等の可能性が強い。

第4表 ビット計測表(3)

番	標高m	直径cm	深さcm	番	標高m	直径cm	深さcm	番	標高m	直径cm	深さcm
57	10.871	22.5	6.5	58	10.866	17.5	5.5	59	10.771	30.0	34.5
60	10.881	17.5	21.5	61	10.861	15.0	23.5	62	10.901	11.5	24.5
63	10.841	20.0	20.5	64	10.811	20.0	18.0	65	10.796	27.5	26.0
66	10.891	17.5	15.0	67	10.871	17.5	23.5	68	10.861	20.0	6.0
69	10.831	15.0	27.0	70	10.856	22.5	27.0	71	10.851	20.0	24.5
72	10.836	20.0	32.5	73	10.821	25.0	30.0	74	10.826	27.5	39.0
75	10.806	16.5	23.0	76	10.816	20.0	10.5	77	11.061	27.5	30.0
78	10.941	17.5	29.0								
								平均	10.843	20.2	21.9

第4節 遺物

本遺跡からは、II層下部、III層及びIV層上部から縄文土器、弥生土器、成川式土器、瓦等の遺物がわずかに出土したが、時代的に混在し、遺物包含層とは判断し難い状態であった。ここでは、遺物のうち図化できるものについて、時代ごとに述べることにする。

1 縄文時代 (第11図1・2)

縄文土器1点と石斧1点が出土した。

1は縄文時代後期の深鉢の胴部破片で、底部近くの部位である。指頭と思われるナデ調整が施されるが、粗い調整である。胎土には石英・長石の外5mmほどの砂粒を含み、色調は外面は黄褐色、内面は暗黄褐色を呈している。文様はなく、型式は不明である。Ⅲ層からの出土である。2は、磨製石斧である。石材は砂岩で、幅7.2cm、重さ370gを測る。蛤刃の石斧だが、中ほどから折れて、刃部だけが残存している。磨滅が顕著で、使用による刃こぼれが若干観察できる。Ⅱ層下部からの出土である。

2 弥生時代 (第11図3)

弥生土器1点が出土した。

3は弥生中期後半に位置付けられている山ノ口式土器の甕形土器の口縁部片である。器壁は厚く、口縁部外面に幅1cmの突帯を巡らし、やや離れて4条の不整形の突帯を横位に巡らしている。突帯は、指頭状のもので不定形に押さえられ、幅も一定しない。内面の調整は不明瞭で、成型もよくない。胎土は石英粒を含み、焼成は軟弱である。Ⅲ層からの出土である。

3 古墳時代 (第11図4・5)

4は甕形土器の脚台である。脚部取り付け外面及び内面底部は指頭での調整を行い、内・外壁面にかすかにハケ調整が見られる。焼成は良好である。成川式土器である。Ⅱ層下部からの出土である。5は壺形土器の口縁部片である。口縁部は湾曲外反し、器壁は薄い。輪積みを行い、調整は内面、外面ともにヘラナデが施される。胎土に角閃石粒を含む。色調は黒褐色で、焼成は良好である。Ⅲ層からの出土である。

4 古代 (第11図6～9)

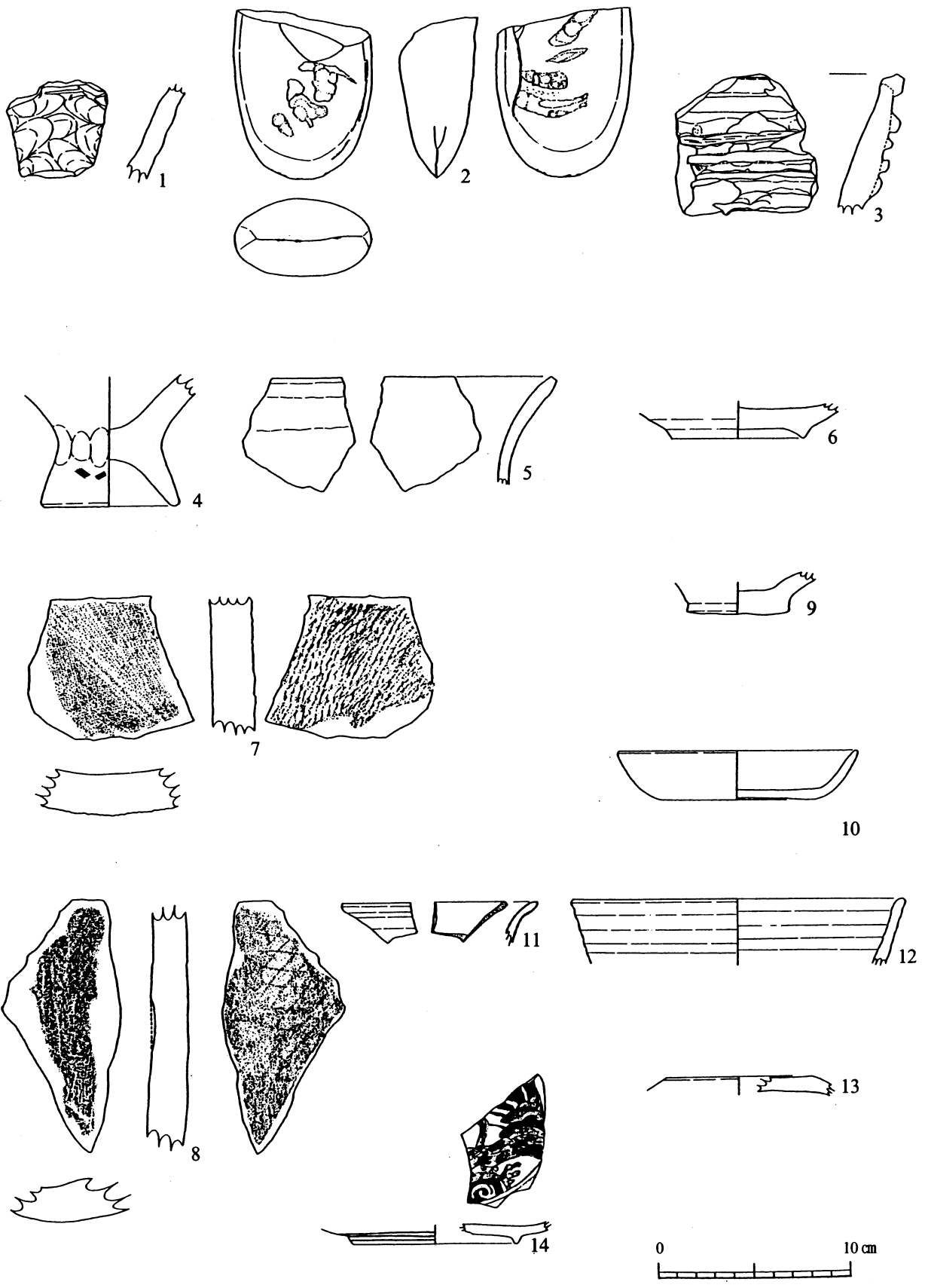
6は高台付き土師器碗の底部である。低い脚を有すが、全体的に磨滅が激しい。3号井戸跡の埋土中からの出土である。7、8は古代瓦である。7は表面に布目を残し、裏面には縄目叩きを施している。焼成の良い硬質の平瓦である。8は表面に布目を残し、裏面には斜格子叩きが部分的に見られる。成型・焼成ともに悪い平瓦である。いずれもⅡ層下部からの出土である。9は充実高台付き土師器碗の底部である。全体的に磨滅が激しいが、かすかに回転クロ痕が観察できる。9世紀頃のものと思われる。3号井戸跡埋土中からの出土である。

5 中世 (第11図10～13)

10は土師器皿である。糸切りの後ナデ調整を行っている。復元口径12.6cmを測り、色調は、2次的に火熱を受けたことにより赤褐色化している。12世紀後半以降のものと考えられる。Ⅱ層下部からの出土である。11は青磁皿口縁部片である。口縁部が外反するが、小片のため器形全体は不明である。14、15世紀頃の龍泉窯産と見られる。Ⅲ層からの出土である。12は坏の口縁部である。口縁部がわずかに外反する。焼成は不良で、色調は淡白茶色を呈す。軟質の須恵器である。Ⅲ層からの出土である。13は坏蓋片である。成型は不良。須恵器だが、小片のため時期等の詳細は不明。Ⅲ層からの出土である。

6 近世 (第11図14)

14は染付の皿の一部である。Ⅲ層からの出土である。白粘土に灰白釉をかけ、青緑色の釉で松を描き、その上に薄く青味を帯びた釉をかけたものである。外側脚部付近に1条、脚部外側に2条の界線を施すが、畳付付近は無釉である。



第11図 プール建設予定地出土遺物

第5節 小結

1 遺構

今回検出した3基の井戸跡は、いずれも素掘りの比較的浅めの井戸であることから、長期的な使用を意図したものではないだろう。今回調査を行った地点は、現在でも地下水位が高く、水はけの悪い場所である。また、急崖に接しているため、土砂や岩石の流れ込みも顕著である。このような場所での井戸は、深く掘削しなくても目的を達することができた反面、自然埋没等で廃棄されることも早かったであろうと判断される。

一方、通常であれば、開口部分に木杵あるいは石組杵を設置するのが一般的だが、今回の調査では、杵組みを検出することがなかった。これは元々杵組みが設置されなかったことも考えられるが、1号井戸跡の埋土中下位に小型の礫、上位に大型の礫が入り込んでいた事実を見ると、簡易な石組杵が設置されていた可能性も否定できない。

また、各井戸の形状に目を向けると、2号及び3号井戸跡は漏斗状を呈するのに対し、1号井戸跡は円筒状を呈する。このことは、1号井戸跡だけが人為的に一気に埋められたことを示唆するものであろう。それに対し、2、3号井戸跡はいくらかの時間をかけ、自然に埋没する中で壁面が崩落し、現状になったものと判断する。

井戸の掘削時期について触れたい。

井戸跡は、IV層及びVI層面で検出されたが、いずれも試掘トレンチ又は攪乱土の下からの検出である。しかし、2、3号井戸跡の状況を見ると、漏斗状の井戸の最上部の不定形に攪乱された黒色土の下部で検出されたことは、井戸が掘削された時期が、IV層上面もしくはIII層下部であることを示している。

また、1号井戸跡との切り合い関係を見ると、1号井戸跡の検出が試掘トレンチによる攪乱で明確でないこと、壁面だけの切り合いで、底部が分離していることから、前後関係を捉えることは困難である。しかし、通常意識的に井戸を切り合って掘削することは考えにくいことから、他方の井戸の存在を知らずに、新たな井戸を掘削したと考えるべきであろう。すると両者の間には、ある程度の時期差が必要になってくるが、両者がいずれも素掘りの井戸であるという形態を見てもそれほど時期的に隔たるとはならないであろう。

当地は、舞鶴城跡の北部に位置するが、当時、現況のような平坦地であったかは不明である。当時を表す「舞鶴城絵図」(第16図)に井戸の記述はない。また当地はその後国分小学校敷地となるが、関係資料に井戸の記述はない。戦後間もない頃、しばらく民家が建っていたという地元民の話もある。

いずれにしても、井戸の中から時期を決定づける遺物が出土していないことから、確証は持てないが、近代以降のものであろうと考える。

次に、ピットについて述べたい。

第Ⅲ章第3節でも触れたように、78基のピットのほとんどは性格が不明である。しかし、調査地点南西端部で検出したピットは、1列に並ぶことから規則性が見られ、遺構の一部と考えられる。調査区外への

拡がりと考えられ、全体像が把握できないため、詳細は判別できない。

また、時期についても、検出層が遺物包含層ではないため判断することができない。舞鶴城以降の資料にも記述が見られないことから、短期的に設置された柵の可能性もある。

2 遺物

今回出土した遺物は、縄文後期土器、石斧、山ノ口式土器、成川式土器、土師器、古代瓦、青磁、須恵器、染付等である。

縄文土器1は無文だが、胎土・焼成の調子から、後期に相当するであろう。磨製石斧2は、時期を決定する要因に欠けるが、縄文時代後期頃のものであろう。これらの遺物についての判断は、これまで城山山頂遺跡など、本遺跡の周辺で縄文土器が出土・採集されていることを踏まえ、今後の調査による資料を待ちたい。山ノ口式土器3は、弥生時代中期後半または後期初頭に位置付けられるが、ここでは中期後半として捉えた。現体育館周辺が弥生時代の遺跡であることから、そこの関連も考えられるが、判断は難しい。4、5は古墳時代の遺物である。今回調査した弓道場や周囲から、同時期の遺物が多数出土していることから、関連することが窺える。6、7、8は時期的に大隅国分寺のもものと判断されるが、今回の調査地点に関連する施設が存在が確認されていないため、移動した遺物であろう。10は、今回の出土遺物の中で唯一、全体の器形が判別できる土師器皿である。全体が2次的に熱を受け赤色化しているが、その理由は判断できない。

9、11、12、13について判断する根拠は乏しく、出土の事実だけを記しておきたい。14の染付皿は伊万里焼きである。舞鶴城関連の遺物と考えられるが、詳細は不明である。

今回出土した遺物は、Ⅱ層下部、Ⅲ層及びⅣ層上部からの出土であるが、その量は非常に少なかった。また層位的に遺物の時代を捉えることもできなかった。

調査の結果、本遺跡の表土、Ⅱ層は客土及び人為的な造成による層であり、Ⅲ層が造成以前の表土であったものと考えられた。またⅣ層以下の地層は、急崖の崩落による堆積であった可能性が強いことも判明した。

今回出土した各時代の遺物が、層位的に安定せず、混在することは、これらの遺物が、流れ込みまたは他所からの混入であることを示している。したがって、本調査地点には、遺物包含層が存在しないと判断した。

以上のように、今回の調査では国分寺や舞鶴城に直接関連する遺構は検出されず、わずかに数点の遺物が若干の繋がりを感じさせるだけであった。一方、地層の堆積状況から見ると、北側半分及び東側部分は、かつての山裾に相当し、削平によって現況のように平坦化したものと考えられる。また、遺跡の北端に沿って、旧国鉄大隅線の線路を敷設する際の土木工事も実施されている。これらのことから、当地は、これまで土砂の流れ込みと削平が、幾度となく繰り返されてきたものと想像され、黒色土が残存した南西部分だけが生活面を形成し得たであろうと判断する。

《参考文献》

- 1 国分市教育委員会 「妻山元遺跡」 国分市埋蔵文化財調査報告書(1) 1985
- 2 国分市教育委員会 「城山山頂遺跡」 国分市埋蔵文化財調査報告書(2) 1985
- 3 平田信芳 「本御内遺跡(国分舞鶴城跡)」
国分高校郷土クラブ調査報告書 1988
- 4 国分市教育委員会 「国府(小路)遺跡」国分市埋蔵文化財発掘調査報告書(5) 1990
- 5 鹿児島県立埋蔵文化財センター「本御内遺跡(舞鶴城跡)」
鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書(12) 1994
- 6 鹿児島県立埋蔵文化財センター「本御内遺跡」
鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書(14) 1995

第IV章 弓道場建設予定地の調査

第1節 調査の概要

プール建設予定地の発掘調査に着手した段階で、弓道場建設予定地は未確定であったので、建設が予定される地点に確認トレンチを設定した。現在の弓道場の北東隣には一辺が約8m、深さ約2mの略方形の塵焼却穴があるため、これを避けて現在のプールの南隅隣に5m×3mのトレンチを設定し(第12図)、人力で掘り下げを行った。

舞鶴城石垣の裏込めの構造、石垣内側の石塀の構造、舞鶴城創建時の造成面を捉えること等に主眼をおいて調査を進めた。

調査の結果、石塀の創建は新しいこと(近代以降)、創建時の造成面は石垣のすぐ内側に土塁状の遺構があったことが推定され、石垣とこの土塁状遺構の間には溝状の落ち込み(近代以降の石塀建設に伴うものか)があったことが判明した。石垣の裏込めについては、石塀崩壊の危険があることから、途中で掘り下げを断念した。

遺物については、造成時の客土中から成川式土器・土師器・須恵器等多くが出土したが、ローリングを受けて表面は摩耗が著しい。

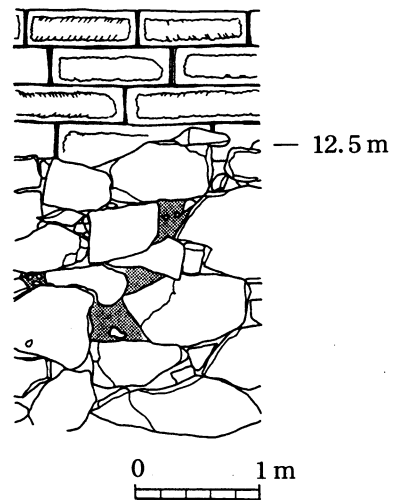
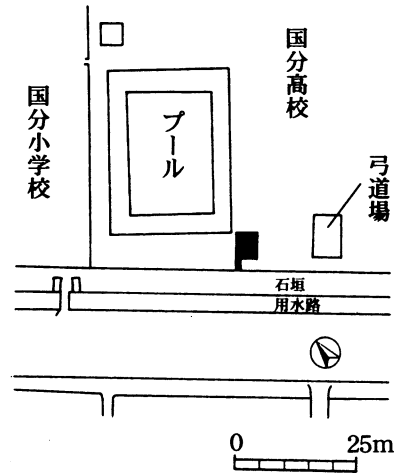
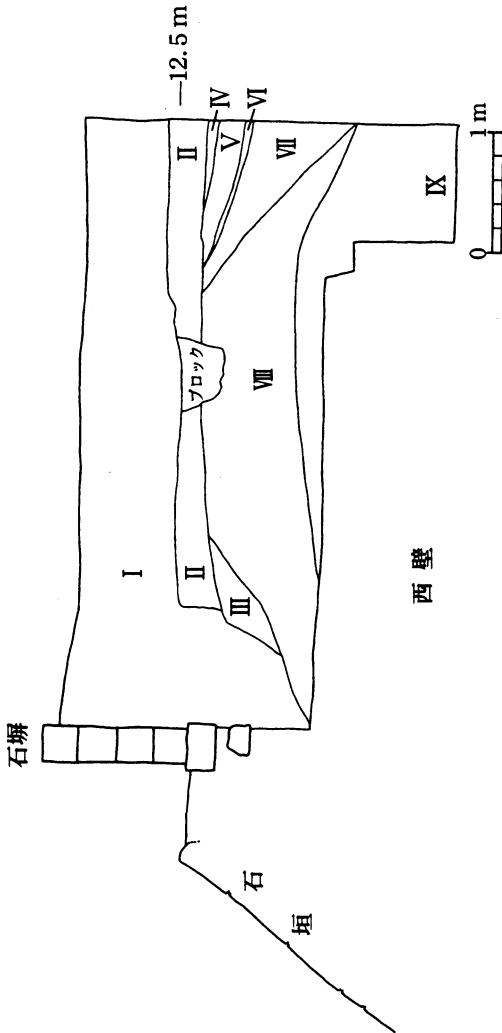
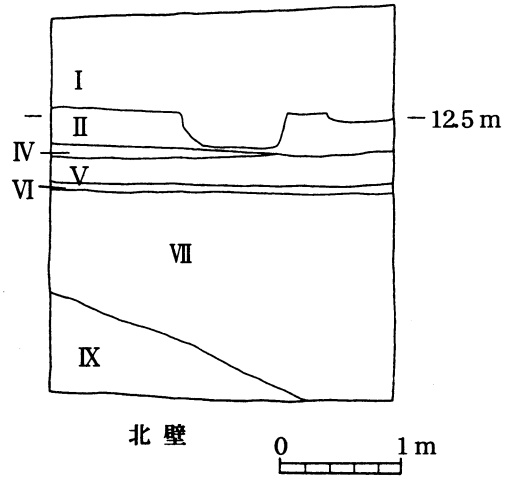
第2節 基本土層(第12図)

I層は近現代の塵が堆積した層で、80cmから石塀直下の最も深いところでは220cmにも及ぶ。II層は近代の学校建設に伴う際の造成面と考えられ、灰褐色で非常に堅く締まりがあり、一部には版築状に堆積した箇所も見られる。本来VIII層は土塁状に堆積していたと考えられ、II層がこれを削平している。VIII・IX層ともにローリングを受けた遺物を大量に出土することから、舞鶴城造成時の客土と考えられ、IX層の下部を確認するため、1m幅で更に深掘りを行ったが、約3m掘り下げた時点で、危険と判断されたことから、掘り下げは中止した。

第3節 遺構(第12図)

1. 石垣 高さ約2.5m、長さは約50mに及ぶ。勾配は約50°で、安山岩の自然の剥離面を利用した野面積みの石垣である(『国分郷土誌』1079頁)。現在目地の隙間には、モルタルによる補修の痕が残る。『国分諸古記』所収の絵図(第16図)にもこの石垣が見えることから、創建時に程近いものと思われる。天端石と石塀の間には、裏込め石が一部露出している。南辺には石垣に沿って、幅約6.5mの堀があり、現在は清水の郡田川から取水する平溝用水路となっている。同絵図には、「堀明五間、当分溝」とあって、当時の堀は現在よりもかなり広がっていたことがわかる。
2. 石塀 長さ約90cm、厚さ約30cm、高さ約30cmの石が4段、その下に土中に埋まった石(長さ約90cm、厚さ約40cm、高さ約25cm)が一段、計5段構えの石塀である。上部4段の石の表面にはノミによる調整痕が明瞭である。最下段の石の更に10cm程下に一辺が約20cmの立方体に近い礫があるが、石塀には直接関係ないものと思われる。石塀の下部の土中から、気泡の多く入ったガラスの小瓶と青

- I : 客土 (近現代の塵芥)
- II : 灰褐色 (非常に堅く締まりがある。一部版築状に堆積する)
- III : 乳褐色粘土質
- IV : 黄褐色
- V : 赤褐色 (小礫・パミスを含む)
- VI : 暗黄褐色 (パミスを多く含む、非常に堅い)
- VII : 暗黄褐色 (やわらかく締まりがない)
- VIII : 茶褐色
- IX : 暗黄褐色 (黄褐色の間層を含む)



※スクリントンはモルタルによる補修痕を表す

第12図 トレンチ位置図, 北壁・西壁土層断面図, 石垣・石塀側面図

緑色の近代以降の所産と思われる磁器の小皿が出土し、他に塵等も混在していたことから、この石塚の作製時期は恐らく近代以降の学校創建に伴うものと思われる。『国分諸古記』所収の絵図には勿論、この石塚の記述は見られない。

3. 土塁 第12図の土層断面図から、本来Ⅷ層は土塁状に盛り上がりを持つものであったことが推測される。学校建設時にこの土塁は恐らく削平されたものであろう。いわゆる腰巻土居と呼ばれる形態であるが、土塁上部の構造もわからない。さらに石塚付近に溝状の落ち込みが見られるが、この土塁に伴うものか判然としない。『国分諸古記』所収の絵図には、「石垣外廻之上、長屋之有」という記述がある。

第4節 遺物

遺物は成川式土器を中心に、土師器・黒川式土器・須恵器・瓦・近世陶器等約800点余りが出土した。ここでは、このうち図化できるもの83点を収録する。

成川式土器が数の上では最も多く、土師器がこれに次ぎ、そのほかは小数にとどまる。層位は、Ⅷ・Ⅸ層からまとまって出土する。かなりローリングを受けており、いずれの遺物も内外面ともに摩耗が著しい。

以上のことから、本トレンチでの出土遺物は、舞鶴城普請時の客土中からの出土と考えられる。

1. 縄文土器(第13図15)

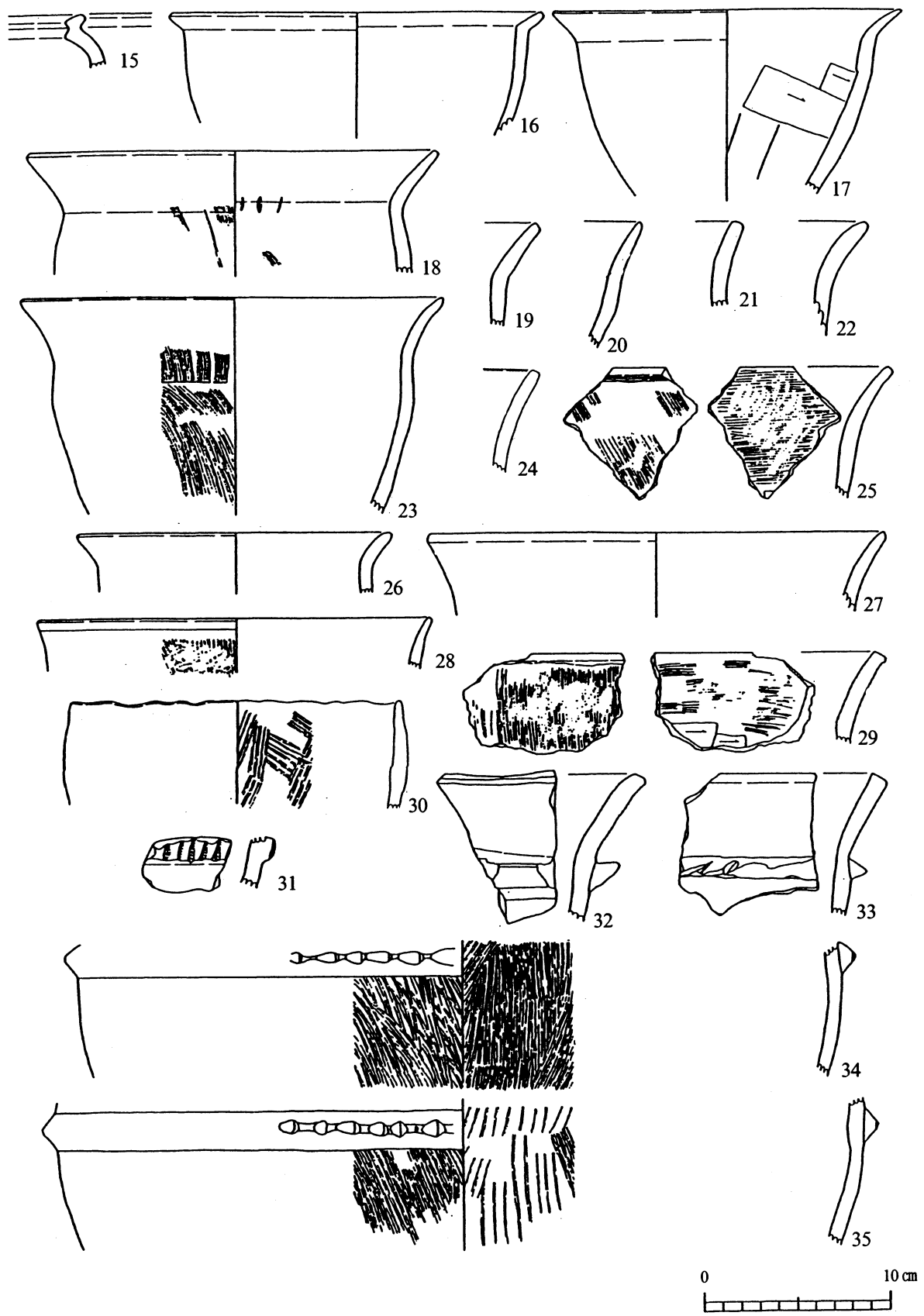
15は黒川式土器(縄文時代晩期)の浅鉢の口縁部である。

2. 成川式土器

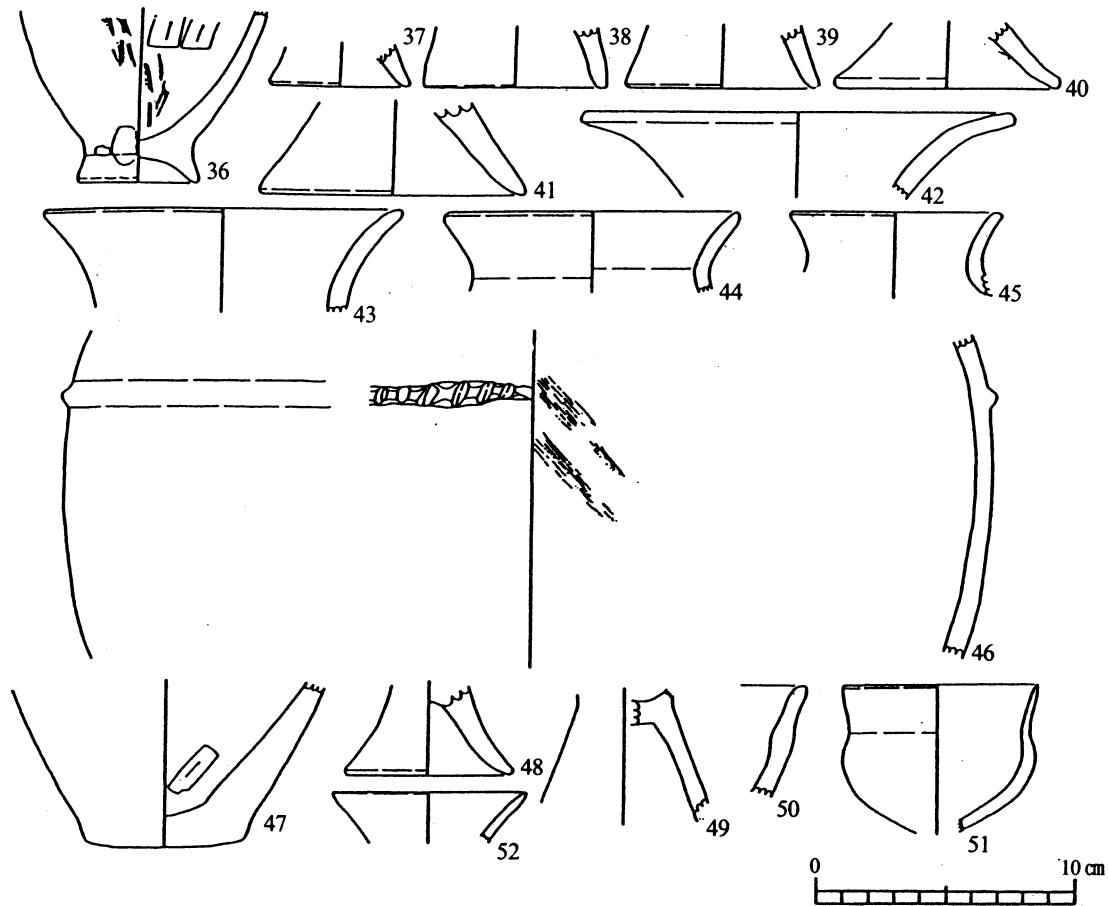
古墳時代の成川式土器には、甕形土器・壺形土器・高坏形土器・手づくね土器・埴形土器等が出土した。

甕形土器(第13図16～第14図41)

16は内外面ともに焼きがもろく、両面に一部黒色化した部分がある。口縁部内面には明瞭な稜線を有する。17の口縁部は斜め上方向に緩やかに立ち上がる。内面にはへら状工具による調整痕が明瞭に残る。胎土には赤褐色の粘土塊を多く含む。18の外面にはハケ目状工具による調整痕が残る。19の外面にもハケ目状工具による調整痕がわずかに見える。摩耗が著しい。20～22は、摩耗が激しい。23は口縁部に横方向のナデ、頸部には縦方向のナデ、胴部には左斜め上から下部に向かってのハケ目状工具の調整痕が残る。内面は摩耗が進んでいる。25の内面は赤褐色、外面は黒茶褐色を呈する。内面には横方向のハケ目状の工具痕が残り、外面口唇部には横方向の、胴部にかけては斜め方向のハケ目状の工具痕が残る。外面は特に摩耗が激しい。29は外面にハケ目状工具によるカキアゲが一面に施されている。内面下部にはへら状工具の調整痕がわずかに残る。30は口縁部が若干内湾し、口唇部は波状で、内面にはハケ目状工具による調整痕が縦横に残る。31は刻目突帯を貼り付けたもので、刻目はへら状のものに布を巻き付けて押しつけたものである。32・33は大甕の口縁部である。ともに三角突帯を貼り付けたもので、32は上方に、33は下方に向く。33はへら状の工具により、斜位に刻目を入れる。34・35は甕の胴部で、やや大きめの刻目突帯を貼り付けたものである。両者の内外面は、ともにハケ状工具による調整痕を明瞭に残す。36は甕の脚部である。内面にはへら状工具によるカキアゲ痕が残る。脚部取り付け外面部には指頭調整痕がある。



第13図 弓道場確認トレンチ出土遺物(1)



第14図 弓道場確認トレンチ出土遺物(2)

壺形土器(第14図42~47)

42~45は壺の口縁部である。46は壺の胴部で、棒状の工具による刻目突帯を貼り付ける。内面は剥離が著しい。47は壺の底部で、わずかに丸みを帯び凸レンズ状を呈する。内面にはへら状工具によるキアゲの痕が残る。

高坏形土器(第14図48・49)

48・49はともに高坏の脚部である。48は胴部との接合面から剥離している。復元高台径は7.4cmである。

手づくね土器(第14図50)

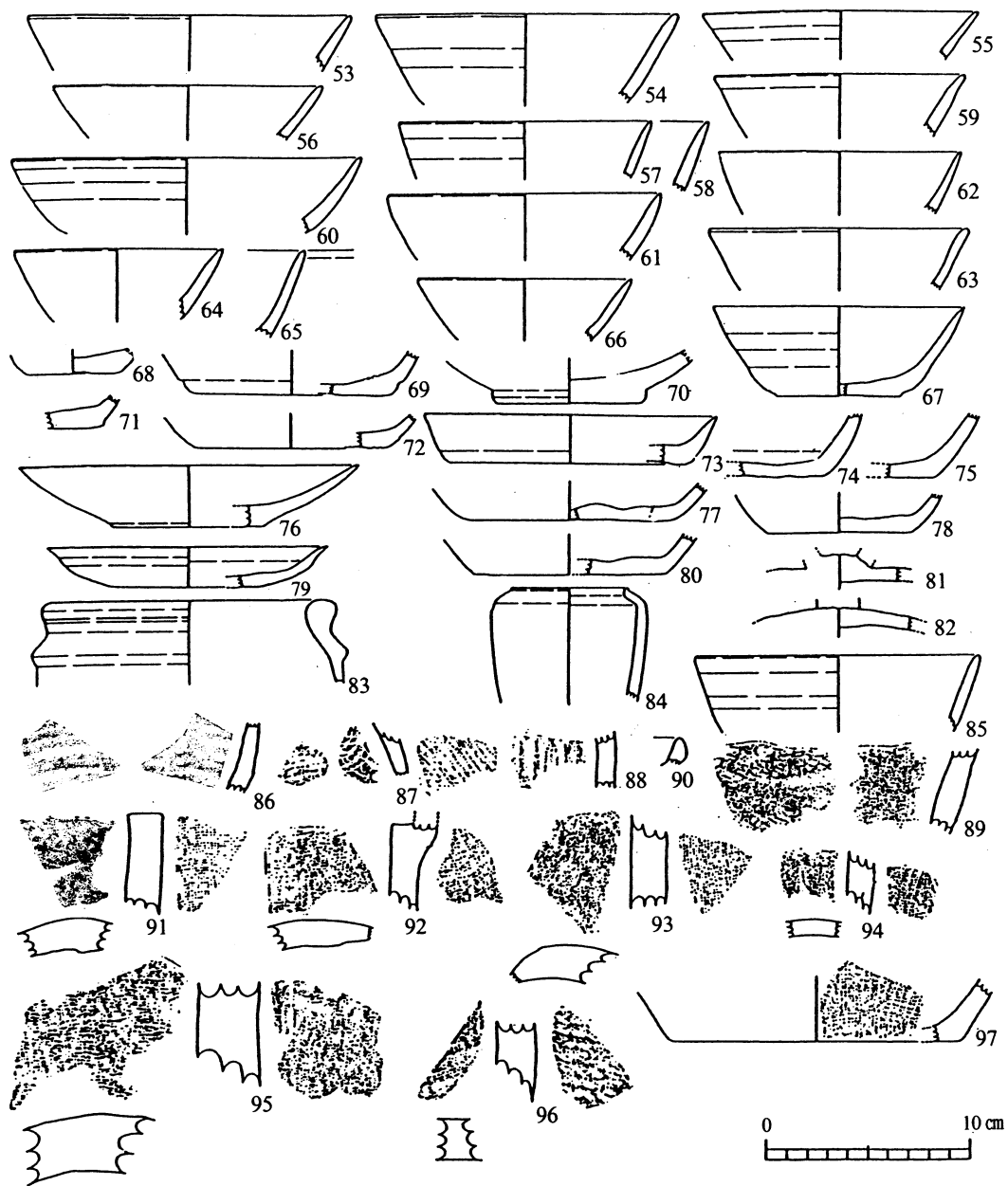
50は手づくね土器の口縁部で、指頭による調整痕が残る。

埴形土器(第14図51・52)

51は短い直立する口縁に偏球形の胴部を持つ。復元口径は8.9cmである。52は外反する口縁部を有し、復元口径は8.8cmである。

3. 土師器(第15図53~82)

53~66は椀の口縁部である。53~59の口縁部は直立するか若干外反する。60以降は内湾している。54・55・57・59・60は外面に水引き痕が残る。53・56・66は焼成が堅緻である。54・55・58・60・61は摩耗が著しい。



第15図 弓道場確認トレンチ出土遺物(3)

67～72は坏の口縁部から底部である。67は内外面ともに摩耗が激しいが、外面には水引き痕が残る。底部は糸切りである。68は内外面ともに摩耗が著しい。底部は糸切りかへら切りか判別し難い。内面には朱の痕跡が若干残る。69の内面の色調は明黒褐色で、底部は糸切りである。70は内面と底部の色調は黒褐色で、底部は糸切りである。焼成は堅緻である。71・72の底部は糸切りである。

73～80までは小皿である。73～75・77・78・80の底部は糸切りで、74は焼成が堅緻である。76・80は摩耗が著しい。

81・82は土師器の蓋である。天井部・口縁部ともに欠損している。

4. 瓦質土器(第15図83)

83は瓦質土器で鉢形土器の口縁部である。色調は内外面ともに灰褐色で、外面には煤の痕が残る。

5. 土師質土器(第15図84)

84は土師質土器で小型壺形土器の口縁から胴部にかけての破片である。

6. 須恵器(第15図85～90)

85は椀または坏の口縁部で、内外面ともに横ナデの調整痕が残る。86は椀または坏の胴部で、内外面ともに横ナデを施す。87は甕の肩部で、内面は同心円状の叩き、外面は格子目の叩き痕がある。88は甕の胴部片で内外面ともに平行叩きを施す。89は壺の胴部で、内面は横ナデ、外面は一部格子目の叩き痕が見える。80は東播系須恵器の片口鉢の口縁部である。内外面ともに欠損が著しい。

7. 瓦(第15図81～96)

81～95は丸瓦で、96は平瓦である。81は玉縁部分で、82は玉縁を有する。81～94は裏面に布目が残る。95は表面に布目がある。96の表面は布目の叩きがあり、裏面には縄目痕がある。

8. 近世陶器(第15図97)

97は播鉢の底部破片で、内面にはすり目が明瞭に残る。内外面ともに赤褐色で、外面の一部には茶褐色の自然釉がかかっている。

第5節 小結

本章で述べたことをまとめると以下ようになる。

1. 石垣は高さ約2.5m、長さは約50mで、勾配は約50°ある。安山岩の自然の剥離面を利用した野面積みの技法である。現在目地の隙間にはモルタルによる補修の跡がある。創建時にほど近いものと考えられる。
2. 石塀は長さ約90cm、厚さ約30cm、高さ約30cmの石が4段、その下には長さ約90cm、厚さ約40cm、高さ約25cmの石が、計5段積まれている。上部4段の石の表面には、ノミによる調整痕がある。最下段の石の下からガラスの小瓶と青緑色の磁器の小皿が出土したことから、この石塀は近代以降の学校創建に伴うものと思われる。
3. 第12図の土層断面図の観察から、土塁状の遺構があったことが推測される。いわゆる腰巻土居と呼ばれる形態であるが、学校建設にともない上部が削平されており、その全体像は不明である。
4. 遺物は成川式土器を中心に、土師器・黒川式土器・須恵器・瓦・近世陶器等が約800点出土した。どの遺物もⅧ・Ⅸ層から出土しており、出土状況を層位的に捉えることは出来ない。また、いずれの遺物もかなりローリングを受けたと推測され、摩耗が著しい。舞鶴城普請時の客土中からの出土と捉えられる。

《参考文献》

- ・中村直子「成川式土器再考」(『鹿大考古』第6号, 1987年)
- ・中村和美「鹿児島県(薩摩・大隅国)における平安時代の土器 —— 土師器の変遷を中心に ——」(『中近世土器の基礎研究』X, 1994年)
- ・中世土器研究会編『概説中世の土器・陶磁器』真陽社, 1995年

第V章 文献史料からみた舞鶴城

(1)

『三国名勝図会』巻之32によれば、舞鶴城は「隼人城(中略)上小川村にあり、今新城と云、又鶴丸城とも云、隼人記に、隼人城と記す、相伝ふ火闕降命の後裔、大隅隼人の故城址なり、城中長谷袋といふ所に、大なる岳洞あり、里人云、大人隼人の居所の地なり、又或云、此城隼人の住居せし後、曾の君の州廨にて、曾の君と云ふ者、古の国造の如く、世祿の郡領なりと、(中略)(慶長)九年、甲辰 貫明公、当邑富隈を去て、此に移居し給ふ、時に名て新城といふとそ、城の山下に御屋地跡今にあり、一説には、大永五年、九月二日、清水城主本田三河守親安攻取しよ、四方岩壁にして、要害の地なり、二丸、茶磨丸、などいへり、清水の本城に対して、新城の名出たりと云、子城址のこれりと記されている。慶長期、貫明(島津義久)がこの城に移り住む以前、古代・中世と使用された城であったことがわかる⁽¹⁾。

以下本章では、義久が移り住んで以降、近世を通じての舞鶴城の変遷を明らかにしていきたい。

舞鶴城という呼び名が現在一般的に使用されているが、上記の『三国名勝図会』には、隼人城・新城・鶴丸城の名があげられ舞鶴城という呼称はない。また、近世の諸史料にも「国府之城」⁽²⁾・「国府之御城」⁽³⁾・「国府城」⁽⁴⁾・「国分新城」⁽⁵⁾等と呼ばれ、管見の限り舞鶴城と呼んだ史料はない。鹿児島城を鶴丸城と呼んだように⁽⁶⁾、国分新城も嘉祥名で舞鶴城と呼ばれたのであろうか。『国分郷土誌』は、舞鶴城という嘉祥名の発生の時期を義久が富隈城から移り住んだ慶長9年(1604)頃と推定するが(1078頁)、その根拠はあげていない⁽⁷⁾。

次に、舞鶴城の築城開始の時期とその契機について考えてみたい。『樺山紹剣自記』⁽⁸⁾(以下『自記』と略記する)の慶長6年(1601)の項に「大隅早人之城・蒲生之城取拵候、此等之物音、京都江も聞得候哉」という記事がある。早人とは隼人のことで、隼人之城とはすなわち国分新城を指す。慶長6年という時期は、前年9月の関ヶ原の合戦に島津義弘が西軍についたことから、徳川氏と島津氏との間に緊迫した空気が流れている時である。慶長5年(1600)の末から徳川勢が薩摩に攻め寄せるといふ風聞があり、また肥後の加藤清正が近隣の諸大名とはかつて水俣へ押し寄せるといふこともあった⁽⁹⁾。これに対し義久・義弘・忠恒らは諸士を戒め軍制を改めるなどの対応に追われていた⁽¹⁰⁾。この前後関係から『自記』の記事の意味を考えるならば、国分新城と蒲生城の取拵は薩摩に攻め寄せようとする徳川の軍勢に対する守りを固めるためと理解できよう⁽¹¹⁾。

ところで、近世初頭の禅僧文之玄昌が著した『南浦文集』⁽¹²⁾巻之上に、慶長10年(1605)3月24日作成の「国分新府記」という舞鶴城の造営に関する興味深い記述がある。

①慶長六年辛丑夏之仲、龍伯尊君相攸鑿山通江以欲宮府第於此地、其用人力者非物情之所欲、盖避其地之低湿也、去歳甲辰八月遣佐多宮内少輔忠増公遠至洛陽、扣陰陽博士正五位上賀茂朝臣在信公之室而問其地之臧否、在信修鎮地鎮宅之秘法、坐措府第之四維於泰山之安、加焉為尊君祈身宮康健祝寿算綿延、(下略)

すなわち、慶長6年5月義久は国分に山を鑿ち江を通して府第を造営しようとした。同9年8月、佐多忠増を京都に遣わし、陰陽博士賀茂在信にその土地の善し悪しを問わせた⁽¹³⁾。在信は鎮地鎮宅の秘法等を修し、義久のための祈祷を行ったというものである。慶長6年に造営が開始されたというのは、『自記』の記述と一致する。また造営地の善し悪しを占うために、京都の陰陽博士のもとまで使者を派遣していることは注目され、舞鶴城の造営に陰陽思想が強く影響を及ぼしていることが知られる。こうして慶長9年11月舞鶴城は落成した⁽¹⁴⁾。

築城の時期についてもうひとつの史料に『島津国史』がある。同書の巻之23には、「(慶長9年9月9日)先是 貫明公命卜地隼人城、而経始之」とある。慶長9年9月より先に、義久が隼人城に館を建て始めたというものである⁽¹⁵⁾。「拠貫明公旧譜」とあることから、「島津氏世録正統系図」の記述を典拠としているようで、史料①とは1ヶ月違う。後述するように、後世になって系図編纂者が作成した文章であることから、この『島津国史』の所説は俄かに信じがたい。

以上を要すると、慶長6年に徳川氏の軍勢に備えるため国分新城の築城が行われた。同9年8月に京都の陰陽博士に舞鶴城造営の土地の善し悪しを占わせ、11月舞鶴城は落成したということになる。

続いて、島津義久が舞鶴城に移り住んだ時期について考えてみたい。冒頭の『三国名勝図会』にもある通り、慶長9年とするのが現在の通説のようである。例えば、『大日本史料』第12編之2は、慶長9年11月27日条に「是ヨリ先キ、島津義久、新第ヲ大隅噌啞郡隼人城ニ営ム、是日、富隈ヨリ之ニ移ル、」という綱文を立て、『旧記雑録』の「小根占橋某日記」や『島津国史』・『西藩野史』等の史料を典拠として載せている。この影響からか『鹿児島県年表』や桑波田興「島津義久」⁽¹⁶⁾等は慶長9年11月とし、また三木靖『薩摩島津氏』⁽¹⁷⁾は慶長9年12月としている。しかし、近世以降の編纂物をひもとくと実はこれ以外に、慶長7年・同10年とするものもある。以下にその一覧を示そう。

〔慶長7年〕『薩隅日地理纂考』・「伊地知大膳覚書」(『旧典類従』所収)

〔慶長9年〕『三国名勝図会』・『本藩地理拾遺集』・『噌啞郡地誌備考上』・『島津国史』・『国分諸古記』
『西藩野史』・『薩藩沿革地図』

〔慶長10年〕『寛政名勝考』・『薩藩政要録』・『要用集』・『寛政重修諸家譜』・『薩州旧伝記』

このように近世・近代の編纂物の中には、3通りの説があるのである。それでは、現在の通説的見解となっている慶長9年説の根拠となる史料とは何か。管見の限りでは、次に示す4点の史料がある。

②『小根占橋某日記』

慶長九年十一月廿七日、 貫明公浜之市より国分に御移被成候事云々⁽¹⁸⁾、

③「義久公譜中」

一、慶長九年甲辰、相宅地於大隅国府、而更成土木功、十二月、去同州富隈移居于其地者也⁽¹⁹⁾、

④「義久公御譜中」「此本在御文書方」

国府に移り、 大中良等の夢想有て歌の会あり、慶長九年雪月六日、

水路新雪 今朝は猶ふりかさねたる白雪に たえぬハ水のなかれなりけり(下略)⁽²⁰⁾

⑤『日記 服部家文書』

慶長九年十二月廿六日新城江被遊御移、其時国分ト相定、慶長十六年正月廿一日御逝去、(下略)

⑤以外は『旧記雑録後編』に収める史料で、旧記雑録の編者が慶長9年説に立っていたことがわかる。しかし、同じ慶長9年説でありながら、②は11月27日、③は12月、④は12月6日、⑤は12月26日とするように微妙な相違があることに注意しておきたい。②の日記は性格不明であるが、貫明という義久の法名が使用されていることから、慶長16年(1611)の義久死去以降に作成されたものと推測される。③は「島津氏世録正統系図」中の記事で、正保2年(1645)から明暦3年(1657)の間に完成した⁽²¹⁾。③の史料は、系図編纂者の作成した文章であって、典拠もなくその信頼度は低い。④は、大中良(島津貴久、義久の父)の夢想があつて歌会を催したというものであるが、実はこの史料の原典は『国分諸古記』⁽²²⁾に「龍伯様御詠歌一冊之内抜書」として収められている。それによれば、慶長9年から慶長13年(1608)までの義久の歌が書き留められ、その末尾には、「右、御詠歌国府士三宅兵十良所持、御詠歌並竜山様杯御歌従々有之、先年御記録所へ差出され候由、右一冊上書に相見へ、歌書紙数二十五枚と相記有之、」と記されている。④に見える「此本在御文書方」という記述と一致する。義久や竜山(近衛前久)の詠んだ和歌が収められているというのであるが、慶長9年から同13年まで5年間の開きがあり、おそらく慶長13年以降にまとめられたものと考えられる。⑤は国分新城について説明した一節で、義久の娘亀寿が舞鶴城に義久の死去の後20ヶ年居城したことを載せていることから、寛永7年(1630)以降にまとめられたものであろう。ただし義久の移居を慶長9年12月26日とするのは『国分諸古記』の「文明山、竜昌寺」と同じで、何らかの根拠があつた可能性も否定できない。

以上、慶長9年説の根拠となつた史料4点を検討したが、完全に否定し去ることはできないが、その根拠にもやや疑問があることが明らかとなつた。次に掲げる史料は、この問題に迫る内容を教えてくれる。

⑥「正文在国分金剛寺」

(朱印)

今度国分江就被移 御殿、為祈願所吉祥院知行之内廿石、新知八十石、合百石被充行訖、所中之諸役可為御免許、京儀国役之事者可被相勤者也、仍状如件、

慶長十年季冬十四日

山田越前入道

理安(花押)

伊集院下野入道

抱節(花押)

金剛寺(下略)⁽²³⁾

ほぼ同内容の証状が同年月日付けで、国分龍昌寺に対し発給されている⁽²⁴⁾。末尾に署判のある山田理安と伊集院抱節は義久の家臣で、袖には義久が朱印を据えている。金剛寺に対し新たに100石を宛て行うという内容である。この史料の「今度国分江就被移 御殿」という文言に注目したい。このたび国分へ御殿が移されたというのであるが、このことから慶長10年12月14日より以前のある時期に義久が国分に移つたと解釈できよう。問題は義久の国分移居が通説通り慶長9年11月(12月)だとすれば、移居から1年を過ぎて「今度」という表現を用いるかという点である。慶長9年説の根拠となつた4点のどの史料よりもこの

文書には最も信頼性がおける。また、史料①の『南浦文集』の後半部には、舞鶴城や麓の様子が書かれ、「不幾而新府為一都会之地不亦盛哉」という記述もあり、これが記された慶長10年3月24日には義久が国分に移っていた可能性がある。『南浦文集』と史料⑥を整合的に理解するならば、結論として義久の国分移居は慶長9年末から、慶長10年12月14日より以前のある時期まで漸次行われたとするのが妥当であろう。

(2)

さて、舞鶴城に移った義久は、同16年(1611)正月21日に死去するまで在城した。家臣達も義久について国分に移り、舞鶴城の南へ屋敷地を宛て行われ、麓が形成された。慶長10年の国府衆中交名⁽²⁵⁾には、総勢833人の名が記されている。また舞鶴城内にも家臣達が屋敷地を与えられ移り住んでいる。『国分諸古記』の「異本国府新城縄張帳抜書」⁽²⁶⁾には、北原治部左衛門以下24人が新城に召し移されたところあり、高2130石余りが配分された。彼らの屋敷割りも絵図として『国分諸古記』中に残っている。24人の他新城山留衆として、井上主馬丞他3名の名がある。山留衆とは舞鶴城背後の山城の番人のことで⁽²⁷⁾、有事に備えての配置であった。

義久在城中の舞鶴城に関する逸話として、家臣の山田理安が慶長15年(1610)6月14日死去するが⁽²⁸⁾、理安の遺体の入った棺を、義久が「国分御城の御門まで被召寄、御焼香被成下」⁽²⁹⁾たという。史料的に若干疑問も残るが、参考までに掲げておきたい。

義久死去の後、慶長16年喜入大炊介久正入道紹嘉が地頭となり⁽³⁰⁾、国分は外城のひとつに加えられた。義久には男子がなかったことから、三女の亀寿(於上)が寛永7年(1630)10月5日に死去するまで20ヶ年居城したという⁽³¹⁾。元和2年(1616)には、御内の築地上屋の普請が行われた。『国分諸古記』に残る「於上様御代国府御内築地板上屋大工帳写」に、その時の普請の様子が記されている。普請は8月5日から9月27日まで行われ、その間に要した経費や大工・鍛冶等の職人の名・普請に要した物品名等が詳述されている。

寛永10年(1633)幕府から諸国へ上使が派遣され、九州へは小出対馬・城織部・能勢小十郎の3名が下った。7月24日帖佐の建昌城を見た後、翌25日には国分に入り、新城に登城した。上使三人が上井の寺にて休息したとき、寺の坊主に次のような感想を語ったという。

⑦此城日本=四ツ之名城=而候、先大坂之城、(中略)甲斐天目山、(中略)豊後之岡、(中略)国分者城勝レ、水もつよく候、其上諸方より之入口嶮岨=而、田畑も過分=かゝへ候、此城日本一たるへきと為被仰由、坊主物語被申候ヲ承候⁽³²⁾、

建昌城に対する上使の評価は、急崖で石垣を築くことは難しく、水も不足し住城には不適というもので、国分新城とは対照的な評価となっている。これより以前幕府は、建昌城への移転の願を退けていることから、このような評価の違いが生まれた可能性がある⁽³³⁾。

ところで、当時の藩主家久は国分の舞鶴城を鹿児島城の控の城とする構想を持っていたようで、これより先の元和8年(1622)に子の光久を亀寿の養子として国分に遣わしている⁽³⁴⁾。寛永13年(1636)この願いは幕府により認められた。

⑧「雑抄中」「家久公御譜中=在リ」「光久公御譜中ニモアリ」

以上

大隅国之内国府之城，追手裏口に建門，城内=作番屋，少々番之者計差置，山下に構屋敷，薩摩守被有之候様に被仕度之由，被差上絵図候，右之趣達上聞候之处，可被申付之旨被仰出候，可被得其意候，恐々謹言，

寛永十三年子

三月十四日

堀田加賀守

正成(花押)

阿部豊後守

忠秋(花押)

酒井讃岐守

忠勝(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

薩摩

中納言殿

人々御中⁽³⁵⁾

⑨「正文在文庫」「家久公御譜中=在リ」「光久公御譜中ニモアリ」

覚

大隅国之内国府之城，追手裏口=門をたて，城内=番屋をつくり，少々番之者計差置，山下に屋敷をかまへ，薩摩守有之様=仕度之由申上候处=，右之通可申付之旨御奉書之趣畏奉存候，以上，

島津下野守

伊勢兵部少⁽³⁶⁾

⑩「御文庫拾八番廿九卷中」「家久公御譜中=在リ，光久公御譜中ニモ在リ」

以上

追而令啓候，如仰 薩州様国分=被成御住宅度由，以酒井讃岐守殿被成御披露候处，御免許被成候由，御奉行衆御連署之御奉書出申，誠目出度奉存候， 黄門様御下国被成候ハ、追付此段可被仰出由候間，御承可被成候，巨細者野州老可被仰之間，不能詳候，恐惶謹言，

川上左近將監

六月十五日

久国(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

弾正大弼様

山民部少様

鎌出雲守様

三左衛門様

貴報(下略)⁶⁷⁾

⑧は土井利勝他の幕府奉行人による連署奉書で、国分新城の追手裏口に門を建て、城内に番屋を作り、番の者を少々差し置き、山の下に屋敷を構えて、光久がここに住みたいという願いを許可したものである。この時絵図も一緒に提出されている。⑨は幕府の許可に対する、江戸家老伊勢貞昌等の覚書で、⑩はこの事実を国元に知らせたものである。

ところが、光久の国分移転は、この年末から家久が病に臥したことや、翌年末の島原の乱などの影響から延期されたようである。

⑪国府之川堀之儀、其元御立前御沙汰候つれ共、落着之儀不被聞召候、如何相済候哉と思召、今度鎌田源左衛門尉へ御尋候へハ、川堀之談合候而、喜入摂津守奉行=相定、近日可被相立用意候処、俄上使御下=付相延候、其後如何相済候哉と被申上候、思召候者、時分柄百姓なども痛可申候、其上自然国府=て城之御普請など有之などとひゞき候へハ如何候間、彼是以先此節者被相延可然之由御意候間、可有其御心得候事⁶⁸⁾、

国分の川掘りは幕府上使の下向により延期されたことが知られる。「時分柄百姓なども痛可申候」とは島原の乱を指すと考えられ、その影響を慮って国分新城の普請も延期することが光久により決定された。寛永16年(1639)と推定される史料には、「門之道具国府与申所へ用意仕置候」⁶⁹⁾とか「城戸二重之道具取せ候而、国分へ召置候」⁴⁰⁾等と見え、普請の準備が行われていたことがわかる。同年10月18日の江戸家老伊勢貞昌の書状⁴¹⁾には、「国府へ御移候共、此中鹿兒島之御屋敷者其俣にて可被召置かと承候間」「御屋作もとかく国府へ後日御移之儀候間、先大かた=被遊御尤たるへく候哉」等あることから、この頃依然として国分への移居が取り沙汰されており、鹿兒島城の控の城として意識されていたことがわかる。

ところで、江戸時代後期の勤王家高山彦九郎は寛政4年(1792)九州を遊説したが、3月薩摩藩に入った彦九郎は、5月27日に国分を訪れた。彼が書き残した「筑紫日記」の同月29日条に、舞鶴城について「小寺仮屋より巽の脇に城跡老丁斗り石垣堀有り、龍伯義久のしばらく居られし所也」⁴²⁾という記述が見られる。

この後、舞鶴城がどうなったか史料がなく不明である。再び舞鶴城が歴史の表舞台に現れるのは幕末の薩英戦争を待たねばならなかった⁴³⁾。

(3)

国分新城の構造については、史料①で取り上げた「国分新府記」、『国分諸古記』所収の「国府新城縄引帳写」と「龍伯様国府麓御屋形江八ヶ年被遊御座御逝去跡」によってかなり詳しく知ることができる。「国府新城縄引帳写」は舞鶴城の北に広がる山城部分についてのもので、「龍伯様国府麓御屋形江八ヶ年被遊御座御逝去跡」は舞鶴城についての史料である。前者については、既に『国分郷土誌』(195-198頁)や『城山山頂遺跡』⁴⁴⁾等に収録されているのでここでは割愛し、後者について取り上げる。

⑫東西之衢其数九者盖象于陽数也、南北之陌其数五者盖象于五行也、士大夫之家干九衢者三百盖取于礼義三百也、其宮中之延表方九十余間而不滿百者虧盈而益謙也、

史料①にあげた「国分新府記」の後半部分で、文之玄昌が国分の様子を語った条である。漢文特有の誇張が感じられるが、文意は次のようになる。東西の衢(辻)の数は九つで、南北の陌(道)の数は五つある。士大夫(衆中)の家は九つの衢に三百ある。営中の延袤(広さ)は方九十余間で百に満たない。衢や陌が後述する野村泰道氏所蔵の絵図と具体的にどのように対応するのかかわからない。また館部分の広さが方九十余間というのは史料⑬と若干異なっているが、これは概数を述べたものと理解しておきたい。

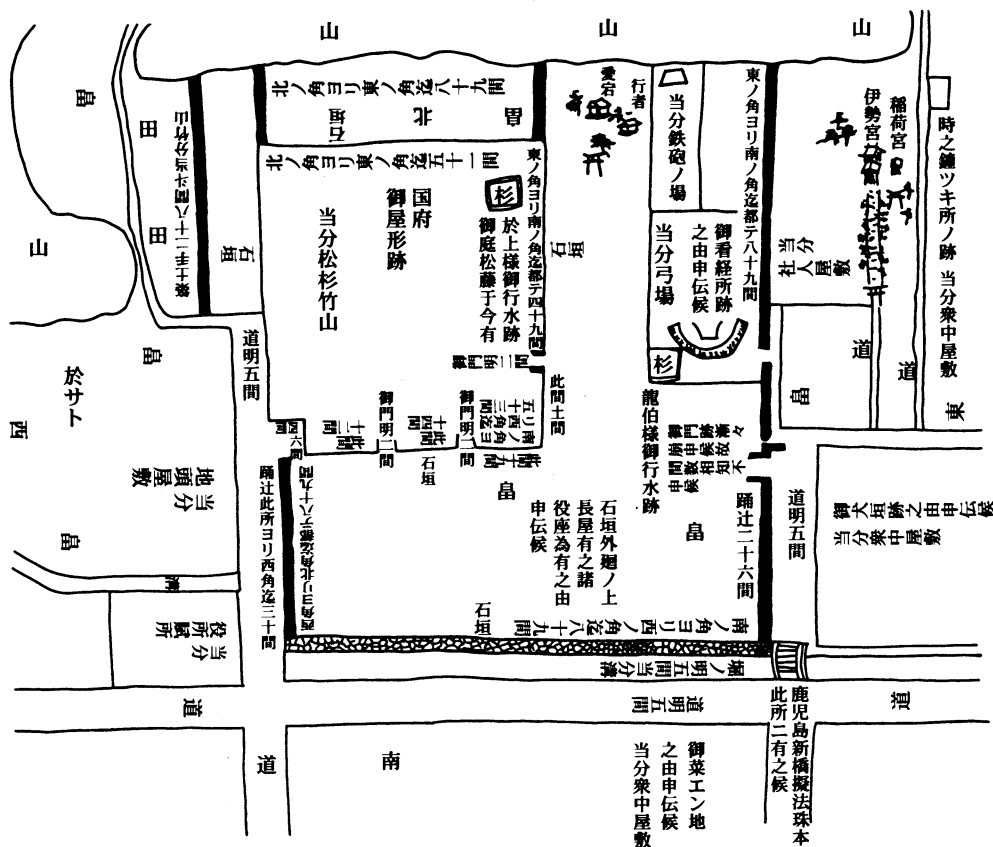
⑬龍伯様国府麓御屋形江八ヶ年被遊御座御逝去跡

於上様二十ヶ年被遊御座候御屋形跡

- 一、御屋形跡内東角より南角迄都而四拾九間、
- 一、同南角より西角迄都而五拾三間、
- 一、同西角より北角迄四拾九間、但西角=六間=四間之升形有、
- 一、同北角より東角迄五十壹間、

右四方石かけ、

- 一、同外東角より南角迄都而八拾九間、
- 一、同南角より西角迄右同断、
- 一、同西角より北角迄右同断、
- 一、同北角より東角迄右同断、



第16図 舞鶴城絵図 (『国分諸古記』)

この後に、国府御屋形跡の絵図を載せている。第16図は『国分諸古記』所収のこの絵図をトレースしたものである。絵図中央の堀の北にほぼ正方形に囲われた箇所があり、これが史料の「同外東角より南角迄都而八拾九間」以下にあたり、一辺が八九間の正方形であったことがわかる。その中の左上部に「国府御屋形跡」とあるのが、史料の「御屋形跡内東角より南角迄都而四拾九間」から「右四方石かけ」までにあたる。北辺が五一間、東西の辺が四九間、南辺が五三間の台形であった。南辺の西端には、南北六間、東西四間の升形がある。南辺には二間の門がニヶ所あり、東辺にも二間の門がひとつある。屋形の四方はいずれも石垣により囲まれている。屋形内には、「当分松杉竹山」と記されており、絵図作成の当時(時期不詳)屋形跡は松杉竹山となっていたことがわかる。なお、絵図中の一間は、大尺六尺を一間とした間竿で測量したもので、一間が214cmにあたるのが過去の発掘調査から明らかになっている⁽⁴⁵⁾。

以上の他、舞鶴城に関する絵図で管見に入ったものに、野村泰道氏所蔵絵図と有馬瑞馬氏所蔵絵図がある。前者には、「国府衆中屋敷配置図」という表題があり、初め慶長15年(1610)に作成され、「元禄十一年戊寅十一月改之、八十歳野村伊賀記」とあって、元禄11年(1698)に写されたものであることがわかる。国分市立郷土館所蔵の写には、「昭和四十八年二月郷土史編纂室模写」とあり、また別に国分市立図書館もコピーを蔵するが、これには、「明治二十一年七月三日国分衆中荒田武英以写本摸中島一三」とある。郷土館所蔵の写は野村氏所蔵の原本を模写したもので、図書館所蔵のコピーは原本を模写した荒田氏本を更に模写したものであることがわかる。中島一三は明治21年(1888)の玉里文庫本『国分諸古記』の糺合者のひとりに見えることから、『国分諸古記』書写と同じ時に本絵図の模写も行われたのであろう。この絵図は表題が示すとおり、衆中屋敷の配置に重点が置かれており、屋敷地と衆中の人名を事細かに記す。南には河口に停泊する屋久島船と七島船も見える。一方、舞鶴城の記述は非常に簡略化されており、御里・御代官所・御屋形・御犬馬場・御弓場・搦手口・川堀等の文字と門・建物が若干記されているのみである⁽⁴⁶⁾。

有馬瑞馬氏所蔵の絵図は、所蔵者にお尋ねしたところ、現在行方がわからなくなっているとのことであった。『国分郷土誌』198頁に写真が収載されているが、郷土誌編纂の際、写等は作成されなかったようである。この写真によると、国府御屋形跡が中心に据えられ、南辺の堀の北側には衆中屋敷らしきものがかんり詳しく記されているようである。写真には別に古文書も写っている。キャプションには、絵図の作成年代は不明とある。

(4)

安政5年(1858)、オランダ人が鹿児島へ寄港した際、藩主島津斉彬は海岸守備のことなどについて質問した。ハントウエーンへの答えは、鹿児島城は海岸から近すぎて海上から攻撃されやすいため不適であるから、城地を移転するほうがよいというものであった。そこで斉彬は、城地移転の候補地として国分と蒲生を選び、家臣等に命じて測量を行わせた。その結果、蒲生は地形が狭くかつ運送も不便であるので、移転先は国分に決定された⁽⁴⁷⁾。しかし、斉彬はこの年7月16日に急死したため、国分への城地移転の件は頓挫してしまった。

文久2年(1862)8月の生麦事件を契機に翌年6月、英国艦隊が鹿児島湾に侵入し、7月薩摩と英国と

の間に戦鬪が繰広げられた(薩英戦争)。鹿児島城下は英艦隊から攻撃を受け、甚大な被害を被った⁽⁴⁸⁾。このとき、鹿児島から国分への城地移転が話題となる。文久3年(1863)4月4日の達には、花倉御茶屋内の家屋が国分郷御仮屋内へ移転されることとなり⁽⁴⁹⁾、また7月6日の達には、鹿児島城本丸の住居を取り壊し国分へ送ることになったことが見える⁽⁵⁰⁾。

しかし、長年住み慣れた鹿児島から国分への城地移転には、藩士の間にもかなり反対者があった⁽⁵¹⁾。史料⑭によれば、藩主忠義自身も俄かには決しがたかったようで、鬮引きにより国分移転を可とする託宣が下ったとして、7月11日国分への徙城を決定したことが知られる。

⑭ 雑集中

一国分江一応 御住居之儀被 仰出置候得共、誠ニ不容易重大之事柄ニ而 尊慮難被決、此上者被任神慮候御趣意ニ而、

大中公江御鬮御頂相成候処、国分御住居之处 御託宣有之候付、弥被 仰出置候通御決定被為在候、尤諸士一統も被召移、征夷之御手当向嚴重被相備度 思召ニ候段 被仰出候条、此旨可申渡候、

七月

式部⁽⁵²⁾

⑮ 雑抄

国分御住居ニ而諸士一統も被召移、防禦之御手当向嚴重ニ御手を可被附段、被 仰出置候得共、何分急速之運相付兼候ニ付、尚又御熟慮之上、神瀬并桜島燃崎江神速御台場御造築、守備十全之術を被盡 思召ニ候、就而国分御住居之儀御延引ニ而被遊御帰城、諸事 御指揮可被為在段被 仰出候、此旨表方江致通達、奥掛御勝手方へ相達、向々江も早々可申渡候、

七月十六日

帯刀⁽⁵³⁾

史料⑮にある通り、僅か5日間で国分への徙城は延引され、神瀬・桜島燃崎に台場を造築することによって鹿児島城の守備に万全を期すことが選択された。

以上からもわかるように、江戸時代初期家久の頃より舞鶴城は鹿児島城の控の城として、島津家歴代藩主に意識されていたのであり、この意識は幕末に至るまで変ることはなかったといえよう。

註

(1)古代・中世の当城については、国分郷土誌編さん委員会編『国分郷土誌』1973年、三木靖他編『日本城郭大系第18巻 福岡・熊本・鹿児島』「隼人城」の項(426頁)、新人物往来社、1979年等を参照。

(2)寛永13年3月14日土井利勝外三名連署奉書(『鹿児島県史料旧記雑録後編5』911号、以下『旧記後5』と略記する)。

(3)(寛永16年)8月15日川上久国書状(『鹿児島県史料旧記雑録後編6』48号、以下『旧記後6』と略記する)。

(4)(寛永16年)10月18日伊勢貞昌書状(『旧記後6』65号)。

(5)『島津家列朝制度』巻之6(『藩法集8鹿児島藩』「薩隅日御城地並古城」)。

- (6)江戸時代中期以前、鹿児島城は嘉祥名で鶴丸城と呼ばれていたことが知られる。五味克夫「鹿児島城の沿革 — 関係史料の紹介 —」(『鹿児島(鶴丸)城本丸跡』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書26, 鹿児島県教育委員会, 1983年)参照。
- (7)以下本章では引用史料以外では、館部分について限定する場合に舞鶴城の表記を用い、それ以外については国分新城と表記する。
- (8)『樺山玄佐自記並雑丁未随筆・樺山紹剣自記』(鹿児島県史料集35)。『樺山紹剣自記』の奥書には「慶長十年霜月吉日紹剣」とあり、本文で引用した史料とは4年ほどの開きがある。
- (9)「旧記抄」(『鹿児島県史料旧記雑録後編3』1533号, 以下『旧記後3』と略記する)。
- (10)慶長6年8月7日島津龍伯・同惟新・同忠恒連署掟書(『旧記後3』1534号)。
- (11)『日本城郭大系第18巻』はこのような理解にたつが、『国分郷土誌』は義久の隠居が契機となったとする。「三州割拠図」の「文禄四年地図」(『薩藩沿革地図』鹿児島市教育委員会, 1935年)にも『自記』と同様の記述がある。
- (12)『新薩藩叢書(4)』所収。
- (13)『日記 服部家文書』中に「慶長八年佐多宮内將輔忠増ヲ以小路割稽古として上京被仰付罷登」という一節がある。これは後代にまとめられた聞き書きの類と思われ、本文で引用した『南浦文集』とは一年の違いがある。ただ佐多忠増を舞鶴城造営のために上京させたというのは一致している。参考史料として掲げておきたい。なお、本史料の所在については五味克夫氏の御教示による。
- (14)「隅州国分荘永徳寺地藏堂再興幹縁文」(『南浦文集』巻之上)。
- (15)『嚙啗郡地誌備考上』の「上小川村」の項に、「慶長九年九月、是ヨリ先キ島津義久地ヲ本村隼人城ニトシ、之ヲ経始ス」とあって、『島津国史』の漢文の記事を読み下し文にただけで全く同内容であることがわかる。『島津国史』の記事をもとにしながら『嚙啗郡地誌備考上』が編纂されたのであろう。
- (16)『国史大辞典』7, 吉川弘文館, 1986年。
- (17)三木靖『薩摩島津氏』315頁, 新人物往来社, 1972年。
- (18)「橋某日記」(『旧記後3』1970号)。
- (19)「島津義久譜」(『旧記後3』1971号)。
- (20)慶長9年12月6日島津義久詠草(『旧記後3』1974号)。
- (21)『鹿児島県史料旧記雑録拾遺諸氏系譜1』解題(五味克夫氏執筆)。
- (22)テキストは国分史談会が発行した『国分諸古記上巻』(1956年)・『国分諸古記下巻』(1957年)に拠る。下巻はしがきによれば、本書の底本には国分市の野村ワカ氏所蔵の原本が用いられ、鹿児島大学原口虎雄氏所蔵の写本により校合が行われている。漢文は読み下し文に変えられている。他に鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫と鹿児島県立図書館に写本が伝存するが、前者の奥付けには「原書以国分士族野村源右衛門本写之、明治廿一年二月五日筆者鎌田政温、全三月廿三日糺合児玉五兵衛・全五代徳夫・全中島一三」、後者は「原本玉里島津家蔵書」とあり、上巻は河野通久・中巻は長崎護通の筆写にかかり、下巻は不明である。「郷土志料謄写用紙」と印刷された県立図書館蔵書

の罫紙に書かれ、昭和4年(1929)1月18日購入の鹿児島県立図書館の印が押される。以上から、野村氏所蔵の原本を玉里島津家が写し、更にこれを写したものが県立図書館本であることがわかる。原口氏所蔵の写本は玉里本の写本であろうか。

(23)慶長10年季冬14日島津龍伯袖判伊集院抱節(久治)・山田理安(有信)連署証状(『鹿児島県史料旧記雑録後編4』136号、以下『旧記後4』と略記する)。

(24)慶長10年極月14日島津龍伯袖判伊集院抱節・山田理安連署証状(『旧記後4』137号)。

(25)『旧記後4』152号。

(26)本史料の末尾には、「寛政四年壬子正月十六日書之、市成氏武昭、右巻末に如此記しあり、明治二十一年三月三日国分衆中市成氏以本写置候也、一三」とある。一三とは、明治21年(1888)3月23日に玉里本『国分諸古記』を糺合した中島一三のことであろう。従って、この史料は明治21年に玉里島津家により『国分諸古記』が筆写された際、市成氏所蔵の原本を中島が写し置き、野村氏所蔵の原本「国府新城縄引帳写」の途中に挿入されたものと考えられる。

(27)『国分郷土誌』252頁。

(28)『盛香集』(『旧記後4』700号)。

(29)『薩州旧伝記』天(『大日本史料』第12編之7、1020頁)。

(30)「諸郷地頭系図」(『鹿児島県史料旧記雑録拾遺諸氏系譜1』)、『国分諸古記』は慶長17年春より外城となったとする。

(31)「龍伯様御嫡女其他」(『国分諸古記』)。

(32)某覚書(『旧記後5』676号)。

(33)五味克夫「『建昌城』について ― 関係史料の紹介を中心に ― 」(『建昌城跡』始良町埋蔵文化財発掘調査報告書4、始良町教育委員会、1991年)。

(34)(元和8年)7月12日島津家久書状(『旧記後4』1781号)。

(35)寛永13年3月14日土井利勝外三名連署奉書(『旧記後5』911号)。

(36)年月日欠伊勢貞昌・島津久元連署覚書(『旧記後5』912号)。

(37)(寛永13年)6月15日伊勢貞昌・川上久国連署書状(『旧記後5』927号)。

(38)(寛永15年)4月29日島津久慶外三名連署書状(『旧記後5』1301号)。

(39)(寛永16年)7月3日島津久元書状(『旧記後6』31号)。

(40)前註(3)。

(41)(寛永16年)10月18日伊勢貞昌書状(『旧記後6』65号)。

(42)萩原進・千々和実編『高山彦九郎全集』第4巻、高山彦九郎遺稿刊行会、1954年。

(43)前註(5)の「薩隅日御城地並古城」には、寛政元年(1789)当時国分新城他の島津家歴代の城について、「当分ハ山野之躰ニテ候旨、於御尋ハ御答可申上候」と記している。藩政期には島津家関係の城郭であっても一般に関心が薄かったことがわかる。三木靖「鹿児島の中世城郭について」(『鹿児島考古』28号、1994年)を参照。

- (44)『城山山頂遺跡』国分市埋蔵文化財発掘調査報告書2, 国分市教育委員会, 1985年。
- (45)『本御内遺跡(国分舞鶴城跡)発掘調査報告書』鹿児島県立国分高等学校郷土研究クラブ, 1988年。
- (46)本絵図は『国分郷土誌』253頁に写真が掲載されている。
- (47)「城地移転ノ御目論見」(『鹿児島県史料斉彬公史料3』288号)。
- (48)薩英戦争については, 原口虎雄『鹿児島県の歴史』210～213頁, 山川出版社, 1973年を参照。
- (49)「花倉御茶屋立添」(『鹿児島県史料忠義公史料2』275号, 以下『忠義』と略記する)。
- (50)「大小砲製造」(『忠義』413-2号)。
- (51)文久3年7月7日造士館員山田有裕外三名建白書(『鹿児島県史料旧記雑録追録8』429号, 以下『追録』と略記する)・「城地移転布達」(『忠義』440-2号)。
- (52)(文久3年)7月(11日)川上久美申渡書并島津久房添状(『追録』428号)。
- (53)(文久3年)7月16日小松帯刀申渡書并島津久房添状(『追録』433号)。

《付記》

本章執筆については, 草々の間に稿を成したため, 見落とした史料が多くあるのではないかと危惧している。今後とも更に史料の増補を行っていきたいと考えている。

また史料調査にあたっては, 鹿児島県歴史資料センター黎明館県史料編纂室・鹿児島県立図書館・国分市立図書館・国分市立郷土館等に多大の便宜をはかっただき, 執筆にあたっては鹿児島女子大学の五味克夫氏に御教示をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。

第VI章 まとめ

本章ではプール建設予定地と弓道場建設予定地の発掘調査を通じて、遺構・遺物と文献史料からの検討の成果と、今後の展望についてまとめる。

〔遺構〕

今回の調査で最も注目すべき成果は、舞鶴城の石垣と石堀の構造の一端が明らかになったこと、またトレンチ調査のため断定はできないが、石垣の内部に土塁状遺構の存在が推測されたことである。安全上から石垣の裏込めまでは確認できなかったが、今後の調査の進展によって更に詳細な検討が望まれる。

島津義久が舞鶴城に移り住む前に居住した富隈城(始良郡隼人町)は、1991年町教育委員会によって詳細分布調査が行われ、石垣や堀等の遺構が検出されている。石垣については、外面の石はほとんど撤去され、わずかに堀底付近のもののみ残存し、検出された礫は裏込めに使用された詰石であった。この石垣の造営については肥後の石工が関わったといわれているが、舞鶴城はどうであったのかわからない。舞鶴城との比較検討が今後期待されよう。

同じ頃、島津義弘が居城した帖佐館や平松城(ともに始良郡始良町)は、発掘調査は行われていないが、表面観察から前者の石垣は高さ約3m、後者は約2.2m(北側)で、舞鶴城の石垣はこの中間に位置する。石垣の積み方はいずれも野面積みで共通する。館部分の規模については、帖佐館が「築地九十九間」(1間=1.8m, 約178.2m)、舞鶴城の場合は89間(1間=2.14m, 約190m)で、舞鶴城の方が若干長い。また、舞鶴城で存在が推測された土塁状遺構については、上記のどの城からも現在のところ報告はない。

以上わずかな資料からの比較であったが、今後は築城者や築城の時期の違いなどによって、城の構造にどのような共通点や相違点があるのか、資料の増加を待って追究していかなければならない課題であろう。

〔遺物〕

遺物については、縄文時代後期から近世にいたる土器や石器等が出土した。プール建設予定地に比べ弓道場建設予定地のトレンチの方が大量に遺物が出土している。これはプール建設予定地の北側半分が近世まで山裾にあたり、南西部分のみが当時の生活面であったことによると思われる。舞鶴城絵図(第16図)によれば、愛宕・行者・鉄砲ノ場等があった場所にあたると思われるが、確証はない。

また、弓道場建設予定地からの出土遺物は、いずれも摩耗が激しく、同一層内から複数の時代の遺物が出土することから、舞鶴城造成時の客土中からの出土と考えた。地表面から約3m下まで掘り下げた時点で、危険と判断されたため掘り下げを中止したが、問題はこの客土がどこまで続くのかということである。Ⅱ層直下を舞鶴城の当時の地表面と考えるならば、トレンチの最深部は約2mとなるが(第12図西壁土層断面図参照)、これだけ大量の土量を運び込んだ土木工事が、舞鶴城普請に伴ってはたして本当に行われたのか、またこの客土が一体どこから運び込まれたものか、これらの点を今後明らかにして行か

なければならないであろう。

第15図90の東播系須恵器は、小片ではあるが、国分市では今回初めての出土報告で、近隣では春田遺跡(始良郡隼人町)と干迫遺跡(始良郡加治木町)で出土しているだけである(県内全域で24遺跡)。森田稔氏の編年によれば、第IX期第2段階(14世紀から15世紀初頭)にあたると思われる。県内出土の東播系須恵器はほとんどこの時期に該当する。中世の大隅国と播磨国とを結ぶ流通の証として貴重な遺物である。

[文献史料からの考察]

舞鶴城に関する文献史料を収集して検討したところ、以下のような結論を得た。

現在舞鶴城という呼称が一般的に使用されているが、近世の諸史料にあたったところ、「国府之城」・「国府之御城」・「国府城」・「国分新城」等と呼ばれており、舞鶴城と呼んだ史料は見当たらない。鹿児島城を鶴丸城と呼んだように国分新城も嘉祥名で舞鶴城と呼ばれたと考えられる。

舞鶴城の築城時期と契機について、慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦に西軍に与したことから、徳川勢の侵攻に備えて翌6年に蒲生城などとともに造作が行われた。造作にあたっては、慶長9年(1604)8月に佐多忠増を京都の陰陽博士のもとに遣わし、造営地の善し悪しを占わせた。舞鶴城の造営に陰陽思想が影響を及ぼしていたことが明かとなった。同年11月舞鶴城は落成した。

次に、島津義久が舞鶴城に移り住んだ時期については、慶長9年とする説が現在一般的だが、近世・近代の史料にあたってみると、この他に慶長7年・同10年とするものなどがあつた。慶長9年説の根拠となる史料を検討した結果、この説を否定し去る論拠は見当たらないが、疑問が残ることも事実である。『南浦文集』と慶長10年12月14日の金剛寺・龍昌寺に充てられた2通の証状とを整合的に理解するならば、結論として義久の国分移居は慶長9年末から、同10年12月14日より以前のある時期まで漸次行われたとすべきであろう。

義久死去の後、慶長16年(1611)に国分は外城のひとつとなり、義久の三女亀寿が寛永7年(1630)まで舞鶴城に居城した。同10年(1633)幕府上使は国分新城を日本一の名城と讃えている。同13年(1636)幕府により舞鶴城は鹿児島城の控の城とすることが認められ、藩主家久の子息光久が移居する予定で、若干の改修工事などが行われている。また島津斉彬も国分への徙城を決意するが、彼の急死によってこのことは頓挫する。その後薩英戦争の時も舞鶴城への移転が取り沙汰され、鹿児島城や花倉御茶屋の建物の一部が国分へ送られたりしている。

このように歴代藩主達にとって、幕末に至るまで舞鶴城は鹿児島城の控の城として、意識され続けたのであつた。

《参考文献》

- ・隼人町教育委員会「富隈城跡」(隼人町歴史民俗資料館『年報 平成4年度版』第3号, 1993年)
- ・始良町教育委員会『始良町中世城館跡』始良町文化財調査報告書1, 1994年
- ・森田 稔「東播系中世須恵器の生産と流通」(『中近世土器の基礎研究』Ⅲ, 1987年)
- ・栗林文夫「鹿児島県出土の備前焼・常滑焼・東播系須恵器について」(『大河』6号, 1996年)

版 图

図版 1

1 本御内遺跡遠景
(体育館より撮影)



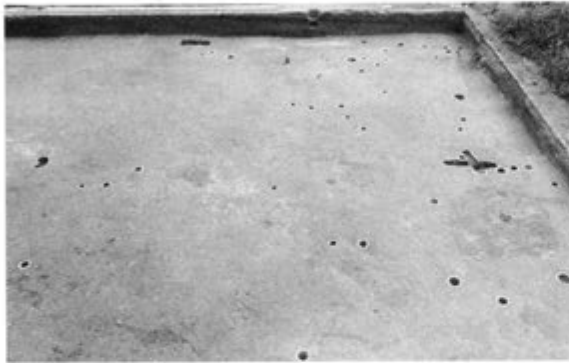
2 発掘作業風景



3 プール建設予定地
土層断面(南壁)



図版 2



1 ピット分布状況



5 弓道場確認トレンチ土層断面（西壁）



2 1. 2号井戸跡完掘状況



6 弓道場確認トレンチ遺物出土状況



3 3号井戸跡半掘状況



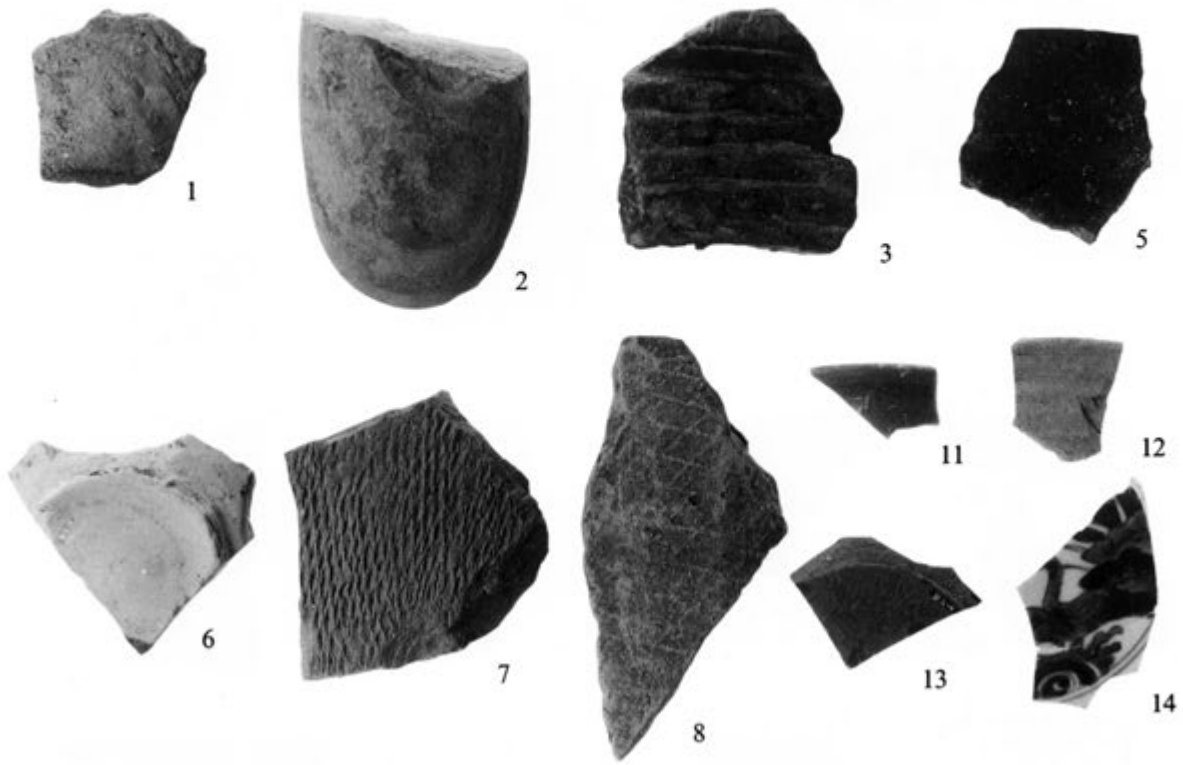
7 石塀積み重ね状況（裏側）



4 舞鶴城石垣



8 島津義久墓（金剛寺跡）



4



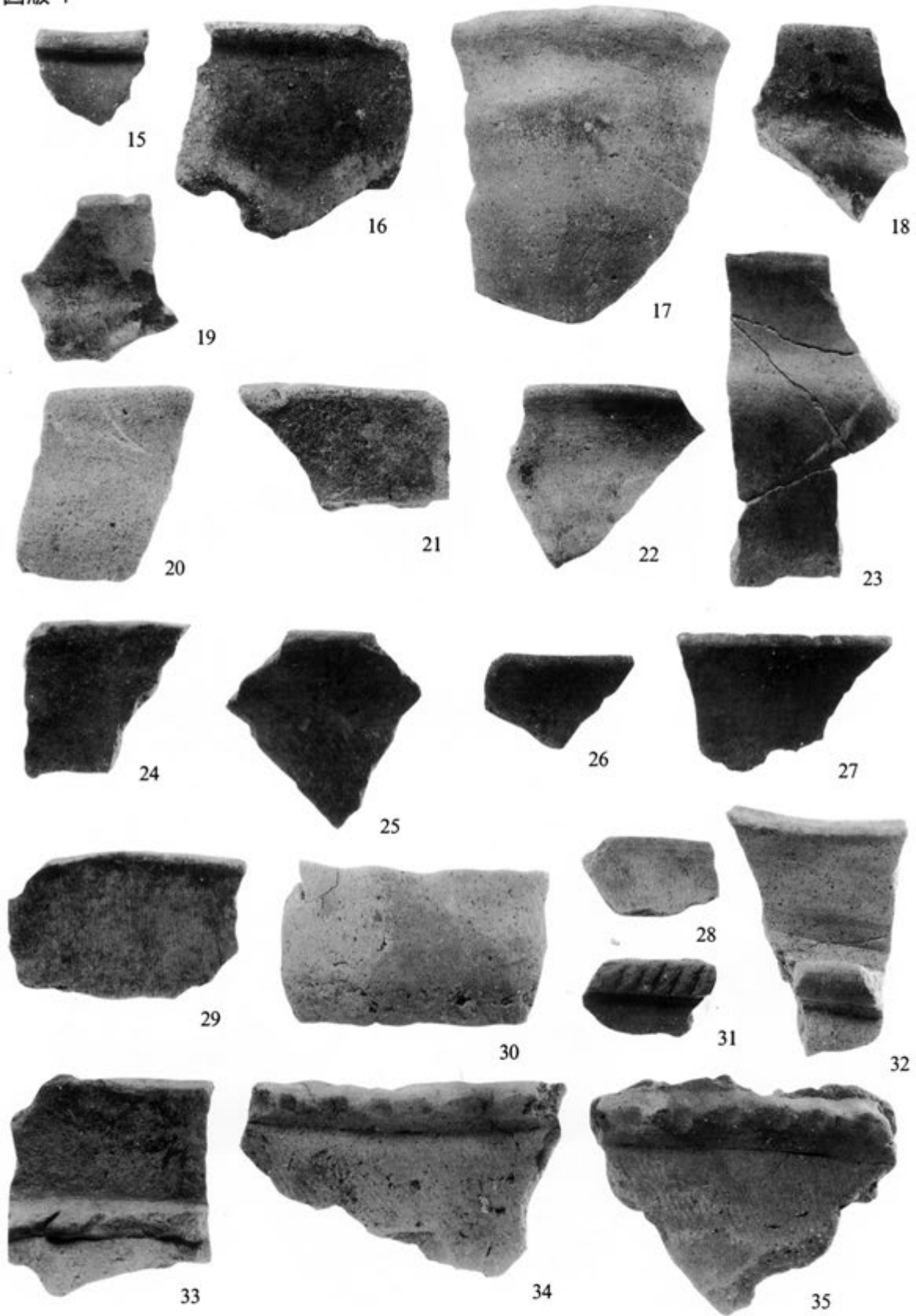
9



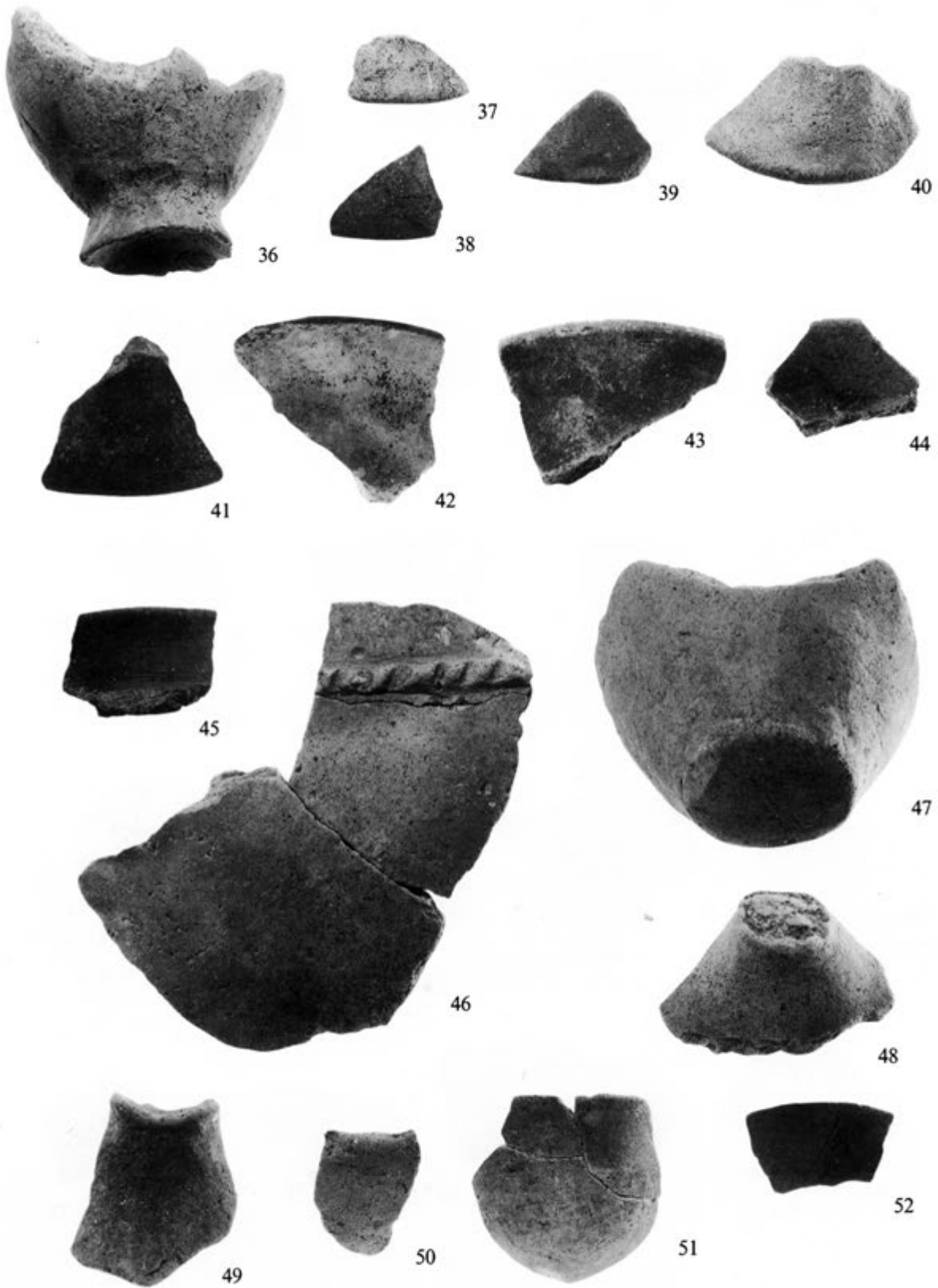
10

プール建設予定地出土遺物

図版 4

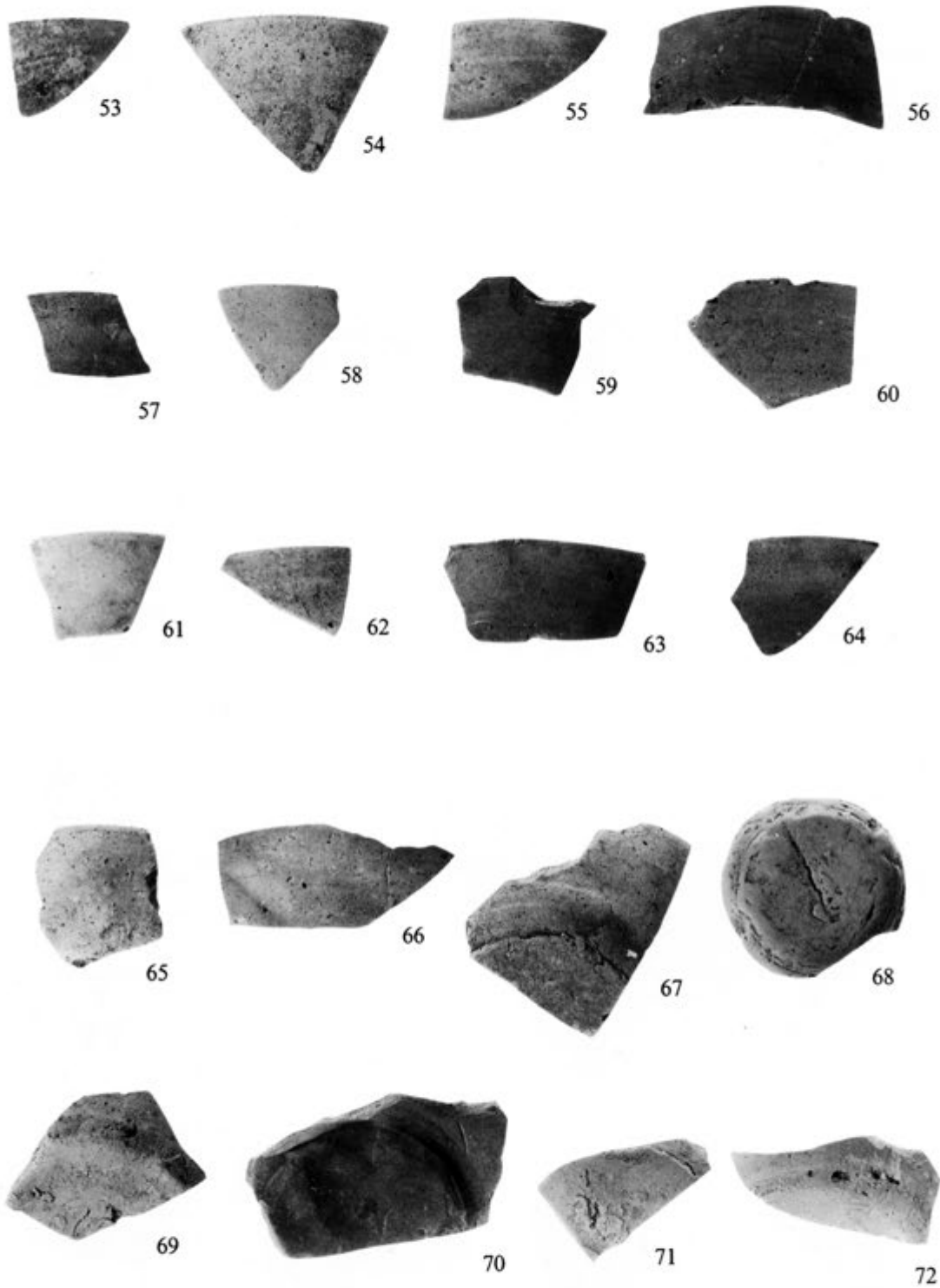


弓道場確認トレンチ出土遺物（1）

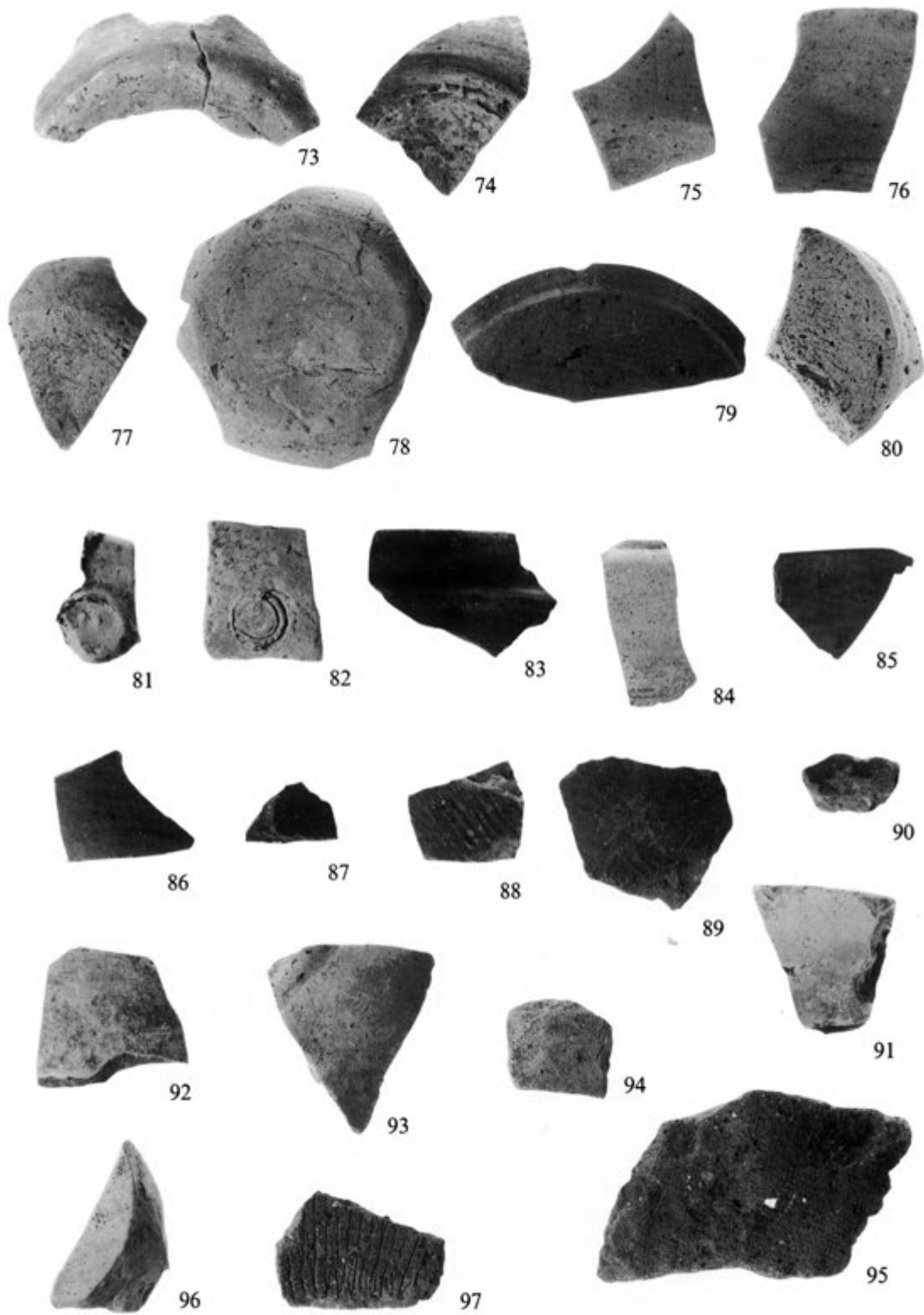


弓道場確認トレンチ出土遺物(2)

図版 6



弓道場確認出土トレンチ遺物 (3)



弓道場確認出土トレンチ遺物(4)

鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書(21)

本 御 内 遺 跡 Ⅲ

平成9年3月31日発行

発行 鹿児島県立埋蔵文化財センター
〒899-56 鹿児島県始良郡始良町平松6252
TEL(0995)65-8787 FAX(0995)65-8117

印刷 アルプス印刷株式会社
〒891-01 鹿児島市星ヶ峯2丁目18-12
TEL(099)275-2995 FAX(099)275-2997